

## FIK アンチ・ドーピング規程（2015年1月1日改訂、発効）

### 緒言

剣道の理念は、「剣道は、剣の理法の修練による人間形成の道」である。この理念に基づき、国際剣道連盟（以下 FIK）の目的及び「剣道試合・審判規則」が制定されている（第1条）。FIK アンチ・ドーピング規程は、剣道の試合・審判規則と同様に、FIKが剣道、居合道、杖道（以下、三道）においてドーピングを未然に防ぐことを目的としたものである。

運動能力向上を目的とした薬物の使用は、試合者の健康、剣道の理念、三道の試合・審判規則の目的、のいずれにも反するものである。ここで試合者および試合とは、それぞれ改訂2015年世界アンチ・ドーピング規程（以下、WADA 規程）中の"Athlete"および"Competition"と同義である。

この FIK の考え方は世界アンチ・ドーピング機構（以下、WADA）の見解と一致するものであることから、FIK は WADA 規程を批准し、

試合者によるドーピングを非難し、ドーピング防止に努める。

2014年12月31日付で行われた FIK 書面理事会において、FIK は改訂2015年 WADA 規程を承認した。今回の FIK アンチ・ドーピング規程は、WADA 規程に合致したもので FIK の責任のもとに施行される。

本規程は三道において適用されるスポーツ規則である。本規程は世界的に調和した状態で適用されるために、刑事法や市民法とは異なるものであり、各国の刑法、市民法、雇用法などにより拘束されるものではない。何らかの事実や事件があった場合には、すべての裁判所、法廷、その他の裁定機関は、本規程が WADA 規程を満たすものであり、スポーツの公正性を保護し保つために必要な世界中の多くの利害関係者の統一の見解を表すものであることを理解して欲しい。

本規程を順守しない試合者あるいはドーピングで有罪となった試合者は試合には出場できず、失格となる。

### 一般原則

アンチ・ドーピング・プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、しばしば「スポーツの精神」と呼ばれる。これは、オリンピズムの真髄でもあり、各人に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を追求することでもある。これに我々は「プレイ・トゥルー」の精神を実現する。スポーツの精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる事項を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 健康
- 卓越した競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

### 本アンチ・ドーピング規程の適用範囲

本アンチ・ドーピング規程は、FIK、FIKに加盟する国の連盟および地域連盟に対して適用される。また本規程は次に述べる試合者、試合者補助者およびその他の者に対しても適用され、それぞれの者は、スポーツに参加する条件として受諾し、拘束されるものとし、また、第8条、第13条に規定された聴聞パネルの決定に従うものとする。

- a. FIKに属する国の連盟及び地域連盟およびそこに加盟する団体（すべてのクラブ、チーム、連盟、リーグなどを含む）に属するすべての試合者と試合者補助者、
- b. FIKに属する国の連盟及び地域連盟およびそこに加盟する団体（すべてのクラブ、チー

- ム、連盟、リーグなどを含む)が組織する、開催する、認可・公認する催し、試合やその他の活動に参加する**試合者と試合者補助者**、
- c. FIKに属する**国の連盟及び地域連盟**およびそこに加盟する団体(すべてのクラブ、チーム、連盟、リーグなどを含む)が認可、許可あるいはその他の契約的な形で認め**た試合者と試合者補助者**、
  - d. FIKあるいはFIKに属する**国の連盟及び地域連盟**の一員ではないが、特定の国際試合に参加を希望する**試合者**。FIKはそのような**試合者を登録検査対象リスト(Registered Testing Pool)**に含め、彼らは当該出場希望試合の少なくとも一ヶ月前に本規定に基づいて**検査**のために居場所情報を提供する必要がある。

上記の**試合者**はFIKアンチ・ドーピング規程を順守することが求められるが、なかでも、以下に**国際レベル試合者**として規定される**試合者**は、**国際レベル試合者用のアンチ・ドーピング規程**が適用される(検査、TUE、居場所情報、検査結果の処置の仕方、抗議方法などについて)。

- a. 世界剣道選手権大会に選手として参加する**試合者**。
- b. FIKの登録検査対象リストおよび検査リストに属する**試合者**。

## 第1条 ドーピングの定義

ドーピングとは、本アンチ・ドーピング規程の2.1条から2.10条に定められた、一つのあるいは複数のアンチ・ドーピング規程違反が発生することをいう。

## 第2条 アンチ・ドーピング規程違反

第2条の目的は、アンチ・ドーピング規程違反を構成する状況と行為について明確に述べるものである。一つのあるいは複数のアンチ・ドーピング規程違反が発生したことが確認された場合には、ドーピング違反の可能性があるととして聴聞会を行う。

試合者又はその他の人は、アンチ・ドーピング規則違反の構成要件、禁止表に掲げられた物質及び方法を知る責任を負わなければならない。

以下のことが、アンチ・ドーピング規程違反となる。

### 2.1 試合者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること。

2.1.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各試合者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在した場合には、試合者はその責任を負う。ゆえに、第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、試合者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。

2.1.2 次のいずれかが証明された場合には、上記第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の十分な証拠となる：試合者のA検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在した場合であって、当該試合者がB検体の分析を放棄し、B検体の分析が行われない場合、試合者のB検体が分析され、B検体が、A検体で発見された禁止物質若しくはその代謝物若しくはマーカの存在を追認した場合、又は試合者のB検体が二つの瓶に分けられ、第二の瓶の分析が、第一の瓶において発見された禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在を追認した場合。

2.1.3 禁止表に量的閾値が明記されている物質を除き、試合者の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカの存在が検出された場合、その量の多寡にかかわらず、アンチ・ドーピング規則違反が成立する。

2.1.4 第2.1項における一般原則の例外として、内因的にも生成されうる禁止物質

についての評価に関する特別な基準を禁止表又は国際基準において定めることができる。

## 2.2 試合者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること。

2.2.1 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各試合者が自ら取り組まなければならない責務である。自己の検体に禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在した場合には、試合者はその責任を負う。ゆえに、第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、試合者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない。

2.2.2 禁止物質又は禁止方法の使用の成否は重要ではない。禁止物質若しくは禁止方法を使用したこと、又はそれらの使用を企てたことにより、アンチ・ドーピング規程違反が成立する。

## 2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行。

本規程又はその他適用されるアンチ・ドーピング規則において定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避し、又はやむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

## 2.4 居場所情報関連義務違反。

検査対象者登録リストに含まれる試合者による12ヶ月間の期間内における、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に定義されたとおりの3回の検査未了及び／又は提出義務違反の組み合わせ。

## 2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること。

ドーピング・コントロールの過程を妨害するものの、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようと企てること、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、又は潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

## 2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること。

2.6.1 試合時において禁止物質若しくは禁止方法を試合者が保有し、又は試合外において試合外における禁止物質若しくは禁止方法を試合者が保有すること。但し、当該保有が第4.4項の規定に従って付与された治療使用特例（以下「TUE」という。）又はその他の正当な理由に基づくものであることを試

合者が証明した場合は、この限りではない。

**2.6.2** 試合者、試合、又はトレーニングに関係して、禁止物質若しくは禁止方法を試合時検査において試合者補助者が保有し、又は試合外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を試合外において試合者補助者が保有すること。但し、当該保有が第 4.4 項の規定に従って試合者に付与された TUE 又はその他の正当な理由に基づくものであることを試合者補助者が証明した場合は、この限りではない。

**2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること。**

**2.8 試合時検査において、試合者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は試合外検査において、試合者に対して試合外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること。**

**2.9 違反関与**

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反、アンチ・ドーピング規則違反の企て、又は第 10.12.1 項の違反に関する、支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。

**2.10 特定の対象者との関わりの禁止**

アンチ・ドーピング機関の管轄に服する試合者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当する試合者補助者との関わり。

**2.10.1** アンチ・ドーピング機関の管轄に服する試合者補助者であって、資格停止期間中であるもの。

**2.10.2** アンチ・ドーピング機関の管轄に服しておらず、WADA 規程に基づく結果の管理過程において資格停止の問題が取り扱われていない試合者補助者であって、仮にかかる人に WADA 規程に準拠した規則が適用されたならばアンチ・ドーピング規則違反を構成したであろう行為について、刑事手続、懲戒手続若しくは職務上の手続において有罪判決を受け、又はかかる事実が認定されたもの。かかる人の関わりが禁止される状態は、刑事、職務上若しくは懲戒の決定から 6 年間、又は課された刑事、懲戒若しくは職務上の制裁措置の存続期間のいずれか長い方の期間、有効とする。又は、

**2.10.3** 第 2.10.1 項又は第 2.10.2 項に記載される個人のための窓口又は仲介者として行動している試合者補助者。

本条項が適用されるためには、試合者又はその他の人が、従前より、試合者又はその

他の人を管轄するアンチ・ドーピング機関又は WADA から、書面にて、*試合者補助者*が関わりを禁止される状態にあること及び関わりを持った場合に課されうる措置の内容について通知されており、かつ、当該*試合者*又はその他の人が関わりを合理的に回避できたことを要する。またアンチ・ドーピング機関は、第 2.10.1 項及び第 2.10.2 項に記載される基準が自己に適用されない旨の説明を*試合者補助者*が 15 日以内にアンチ・ドーピング機関に対して提起できるということについて、*試合者*又はその他の人に対する通知の対象である*試合者補助者*に知らせよう合理的な努力を行うものとする（第 17 条にかかわらず、*試合者補助者*の関わり禁止の原因となった行為が第 25.7 項に定める発効日に先立ち行われた場合であっても、本条は適用される。）。

第 2.10.1 項又は第 10.2 項に記載された*試合者補助者*との関わりが、職務上又はスポーツと関連する立場においてなされたものでないことの挙証責任は、*試合者*又はその他の人がこれを負う。

上記の第 2.10.1 項、第 2.10.2 項及び第 2.10.3 項に相当する*試合者補助者*が居る場合には、アンチ・ドーピング機関はその旨を WADA に報告する必要がある。

### 第 3 条 ドーピングの証拠

#### 3.1 挙証責任及び証明の程度

アンチ・ドーピング規則違反が発生したことを証明する責任は、*FIK*が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが *FIK*の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にアンチ・ドーピング規則違反を *FIK*が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事案について単なる証拠の優越の程度は超えるべきであるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、アンチ・ドーピング規則に違反したと主張された*試合者*又はその他の人が推定事項に反論し、又は特定の実事や事情を証明するための挙証責任を本規程によって負わされる場合には、証明の程度は、証拠の優越とする。

#### 3.2 事実の証明方法及び推定の方法

アンチ・ドーピング規則違反に関する事実は、自認を含むあらゆる信頼性のおける手段により証明される。ドーピング事案においては、次の証明原則が適用される。

3.2.1 関係する科学コミュニティ内における協議を経た後 WADA により承認され、ピアレビューを経た分析方法及び閾値の設定は、科学的に有効なものであると推定される。当該科学的有効性の推定に反論を加えようとする*試合者*又はその他の人は、当該反論の前提条件として、まず当該反論及び当該反論の根拠につき WADA に通知することを要する。CAS も独自の判断に基づき、当該反論につき WADA に通知することができる。CAS パネルは、WADA からの要

請があった場合、当該パネルによる当該反論の評価作業につき補助を受けるために、適切な科学的専門家を任命するものとする。WADAは、WADAによる当該通知の受領及びWADAによるCASの案件記録の受領から10日以内に、当該手続において当事者として介入し、法廷助言人として参加し、又は別途証拠を提供することができるものとする。

**3.2.2** WADA認定の分析機関その他WADAの承認する分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体の分析及び管理の手続を実施しているものと推定される。試合者又はその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを証明することにより上記の推定に反論できる。

試合者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離が発生したことを提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、FIKは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負うものとする。

**3.2.3** その他の何らかの国際基準、又はWADA規程若しくは本規程に定める他のアンチ・ドーピング規則若しくは規範からの乖離があっても、違反が疑われる分析報告、又はその他のアンチ・ドーピング規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの証拠若しくは結果等は無効にはならないものとする。

試合者又はその他の人が、違反が疑われる分析報告に基づくアンチ・ドーピング規則違反その他アンチ・ドーピング規則違反の合理的な原因となりうるその他の何らかの国際基準又は他のアンチ・ドーピング規則若しくは規範からの乖離を証明した場合には、FIKは、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因となるものではないこと、又はアンチ・ドーピング規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしたものではないことを証明する責任を負うものとする。

**3.2.4** 管轄権を有する裁判所又は職務上の懲戒の裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、その事実に関する決定の名宛人である試合者又はその他の人において、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明しない限り、その試合者又はその他の人にとって反証できない証拠となる。

**3.2.5** 聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、（直接又は聴聞パネルの指示に基づき電話により）聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネ

ル又は FIK からの質問に対して回答することについて、*試合者*又はその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、アンチ・ドーピング規則違反の聴聞会において、その事実を根拠として、アンチ・ドーピング規則に違反した旨を主張された *試合者*又はその他の人に対して不利益となる推断することができる。

## 第4条 禁止表

### 4.1 禁止表の組み込み

4.1.1 本規程は、WADA 規程第 4.1 項に規定されているとおり、WADA により公表され、改定される禁止表を組み込んでいる。

### 4.2 禁止表において特定される禁止物質及び禁止方法

#### 4.2.1 禁止物質及び禁止方法

禁止表及び／又は改定において別段の定めがない限り、禁止表及びその改定は、WADA により公表された3ヶ月後に、FIK 又は FIK に属する国の連盟や地域連盟による特別の行為を要せずに、本規程のもとで有効となる。*試合者*及びその他の人は、禁止表及びその改定事項の効力発生日以降、更なる形式要件を要することなく、禁止表及びその改定事項に拘束されるものとする。*試合者*及びその他の人全員は、最新版の禁止表及びそのすべての改定事項を認識しておくことについて責任を負う。

#### 4.2.2 特定物質

第 10 条の適用にあたり、すべての禁止物質は、蛋白同化薬及びホルモンの各分類、並びに禁止表に明示された興奮薬、ホルモン拮抗薬及び調節薬を除き、「特定物質」とされるものとする。「特定物質」の分類は、禁止方法を含まないものとする。

### 4.3 禁止表の WADA による判断

禁止表に掲げられる禁止物質及び禁止方法、禁止表の区分への物質の分類、並びに常に若しくは*試合時検査*のみにおいて禁止される物質の分類に関する WADA の判断は終局的なものであり、当該物質及び方法が隠蔽薬ではないこと、又は競技力向上効果がなく、健康被害を及ぼさず、若しくはスポーツの精神に反するおそれがないことを根拠に *試合者*又はその他の人が異議を唱えることはできないものとする。

### 4.4 治療使用特例 (TUE)

4.4.1 禁止物質若しくはその代謝物、マーカ存在、及び／又は禁止物質若しくは禁止方法の使用、使用の企て、保有若しくは投与、投与の企ては、「治療使用特例に関する国際基準」に基づき付与された TUE の条項に適合する場合



には、アンチ・ドーピング規則違反とは判断されないものとする。

**4.4.2** もし国際レベルの試合者が治療のために禁止物質又は禁止方法を使用している場合、

**4.4.2.1** もし試合者が既に自国のアンチ・ドーピング機関により承認されたTUEを持っていても、そのTUEは自動的に国際レベルの競技会において有効とはされない。しかし、試合者は「治療使用特例に関する国際基準」の第7条に基づき、FIKに対してそのTUEを承認するように申請することができる。もしそのTUEが「治療使用特例に関する国際基準」で規定されている条項に適合していれば、FIKはそのTUEを国際レベルの競技会においても有効とする。FIKは、国家のアンチ・ドーピング機関が認めたTUE（あるいは特定の物質や方法）について自動的に承認する場合にはFIKのウェブサイト（<https://www.kendo-fik.org/>）にそのむねを掲載することができる。一方、そのTUEが適切でないと判断し、承認しない時には直ちに試合者及び試合者が属するアンチ・ドーピング機関にその旨を理由とともに通知する。当該試合者とアンチ・ドーピング機関は、第4.4.6項に従い、21日以内にWADAに届け、調査を依頼することができる。もしWADAがこれを認めた場合には、当該TUEは、WADAの決定が出るまでの間、国内レベルの競技会および競技外検査において有効とみなされる（しかし国際レベルの競技会では有効でない）。もしWADAへの調査依頼が21日間以内に行われなかった場合には当該TUEは無効となる。

**4.4.2.2** もし試合者が問題となる薬物や方法に関して国家のアンチ・ドーピング機関からTUEを得ていなければ、「治療使用特例に関する国際基準」に規定されているように、FIKのウェブサイト（<https://www.kendo-fik.org/>）に掲載されている用紙を用いてTUE申請を行う必要がある。FIKがこの申請を認めない場合にはただちに理由とともに試合者に通知しないといけない。申請を認める場合には試合者のみならず試合者が属するアンチ・ドーピング機関にも通知をする。もし当該アンチ・ドーピング機関が、FIKが承認したTUEを「治療使用特例に関する国際基準」に適合していないと判断した場合には、第4.4.6項に基づいて、21日間以内にWADAに調査を依頼することができる。WADAに調査を依頼した場合には、FIKが承認したTUEは、WADAからの結論が出るまで、国際レベルの競技

会および競技外検査で有効である（しかし国内レベルの競技会では有効ではない）。もしWADAに21日間以内に調査を依頼しなかった場合には、FIK承認TUEは国内レベルの競技会でも有効とみなされる。

- 4.4.3** FIKが国際レベルではない試合者に対して検査を行う場合には、FIKは当該試合者が属するアンチ・ドーピング機関が認めたTUEは承認することとする。FIKが国際レベルでも国内レベルでもない試合者の検査をする場合には、FIKは試合者に対して、治療目的で使用した禁止物質、禁止方法に関する遡及的TUEを競技会後に提出することを認めるものとする。
- 4.4.4** 試合者がFIKに対してTUEを申請する場合にはその必要が生じた時に直ちに申請することが必要であり、試合者が行う試合の最低30日前には申請を行わないといけない（ただし、「治療使用特例に関する国際基準」の第4.3項に規定されている緊急又は例外的な場合は除く）。FIKは、TUE申請を審査するためのTUE委員会を任命する。TUE委員会は「治療使用特例に関する国際基準」およびFIKウェブサイトに掲載する特定の要項に基づき、速やかに申請TUEを審査し、結論を出す。TUE委員会の決定がFIKの最終決定であり、「治療使用特例に関する国際基準」に規定されているとおり、この結果がADAMSを介してWADAおよび関連アンチ・ドーピング機関に対して通告される。
- 4.4.5** TUEの終了、解除、撤回又は取消し
- 4.4.5.1** 本規程に従い付与されたTUEは、(a)更なる通知その他形式要件を要することなく、付与された期間の末日において自動的に終了するものとし、(b)TUEの付与にあたりTUE委員会が賦課した要件又は条件を試合者が速やかに遵守しない場合には、解除されることができ、(c)TUEを付与する基準を事実上充足しない旨後日判断された場合には、TUE委員会はこれを撤回することができ、又は(d)WADAによる審査若しくは不服申立てにあたり、取り消されることができ。
- 4.4.5.2** かかる場合には、試合者は、TUEの終了、解除、撤回又は取消しの効力発生日に先立つ、TUEに従った、対象となる禁止物質又は禁止方法の使用、保有又は投与に基づく措置の対象とはならないものとする。後日の違反が疑われる分析報告の第7.2項に基づく審査は、当該報告が、当該日付に先立つ禁止物質又は禁止方法の使用に合致するか否かの検討も含むものとし、合致する場合には、アンチ・ドーピング規則違反の主張はなされない。
- 4.4.6** TUE決定の審査及び不服申立て

- 4.4.6.1 WADAは、*試合者*又は*国家のアンチ・ドーピング機関*がWADAに回付した、*国家のアンチ・ドーピング機関*が付与したTUEを承認しない旨のFIKによる決定を審査するものとする。また、WADAは、*試合者*が属する*国家のアンチ・ドーピング機関*がWADAに回付した、TUEを付与する旨のFIKによる決定を審査するものとする。WADAは、影響を受ける者による要請又は自らの主導により、他のTUE決定をいつでも審査することができる。審査を受けているTUE決定が「治療使用特例に関する国際基準」の定める基準を充足する場合には、WADAはこれに干渉しない。TUE決定が当該基準を充足しない場合には、WADAはこれを取り消す。
- 4.4.6.2 FIK（又は*国家のアンチ・ドーピング機関*がFIKに代わって申請を検討する旨を合意した場合には*国家のアンチ・ドーピング機関*）によるTUE決定のうち、WADAが審査していないもの、又はWADAが審査したが取り消さなかったものは、第13条に従い、*試合者*及び／又は*試合者*が属する*国家のアンチ・ドーピング機関*がこれをCASにのみ不服申立てを提起することができる。
- 4.4.6.3 TUE決定を取り消す旨のWADAによる決定は、第13条に従い、影響を受ける*試合者*、*試合者の国家のアンチ・ドーピング機関*及び／又はFIKによって、CASのみに不服申立てを提起することができる。
- 4.4.6.4 TUEの付与／承認又はTUE決定の審査を求める、適切に提出された申請に対して、合理的な期間内に所定の対応を行わなかった場合には、当該申請は却下されたものとする。

## 第5条 検査およびドーピング捜査

### 5.1 検査及びドーピング捜査の目的

検査及びドーピング捜査は、専らアンチ・ドーピングの目的でのみ行われるものとする。これらは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」及び当該国際基準を補充するFIKの特定の手順書に従って行われるものとする。

- 5.1.1 検査は、*禁止物質*又は*禁止方法*の存在／使用のWADA規程による厳格な禁止に対する、*試合者の遵守*（又は非遵守）に関する分析証拠を得るために行われるものとする。検査配分計画、検査、検査後活動及びFIKの行うすべての関連活動は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従うものとする。FIKは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従って行われる競技順位に基づく検査、事前通告なしの検査及び特定対象検査の数を決定するものとする。

る。「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」のすべての条項は、当該すべての検査につき自動的に適用されるものとする。

**5.1.2** ドーピング捜査は以下のとおり行われる。

**5.1.2.1** 非定型報告及びアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告に関連して、第7.4項及び第7.5項にそれぞれ従い、第2.1項及び／又は第2.2項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠（特に分析的証拠を含む）を収集する目的で行われる。

**5.1.2.2** その他のアンチ・ドーピング規則違反となりうる事項に関連して、第7.6項及び第7.7項にそれぞれに従い、第2.2項乃至第2.10項のいずれかの条項に基づきアンチ・ドーピング規則違反が発生したかを判定するためにインテリジェンス又は証拠（特に非分析的証拠を含む）を収集する目的で行われる。

**5.1.3** FIKは、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応である検査配分計画の策定について連絡し、特定対象検査を計画し、及び／又は潜在的アンチ・ドーピング規則違反に対するドーピング捜査の基礎を形成するために、あらゆる利用可能な情報源からアンチ・ドーピング・インテリジェンスを取得し、評価し、処理することができる。

## **5.2 検査を行う権限**

**5.2.1** FIKは、WADA規程第5.3項に定める競技大会時の検査の管轄制限に従い、上記「本アンチ・ドーピング規程の範囲」に該当するすべての試合者に対し、競技会（時）検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。

**5.2.2** FIKは、自己が検査権限を有する試合者（資格停止期間中の試合者を含む。）に対し、時間又は場所を問わず、検体を提供することを要請することができる。

**5.2.3** WADAは、WADA規程の第20.7.8項に定めるとおり、競技会（時）検査権限及び競技会外検査権限を有するものとする。

**5.2.4** FIKが検査の一部を（直接に、または国の連盟または地域連盟を経由して）国家のアンチ・ドーピング機関に委託し、又は請け負わせる場合には、FIKは、追加の検体を採取し、若しくは国家のアンチ・ドーピング機関の費用負担において追加の種類の実行を行うよう分析機関に指示を与えることができる。追加の検体が採取され、又は、追加の種類の実行が行われた場合には、FIK

はその旨の通知を受けるものとする。

### 5.3 競技大会時の検査

5.3.1 WADA規程第5.3項に定める場合を除き、単一の機関のみが、競技大会の期間の間に競技大会会場において検査を主導し、指示することにつき責任を負うべきである。国際競技大会では、検体の採取は、FIK（その他当該競技大会の所轄組織である国際機関）により主導され、指示されるべきである。FIK（又は当該競技大会の所轄組織）の要請に基づき、競技大会の期間中における競技大会会場の外での検査は、FIK（又は該当所轄組織）と連携して行われるものとする。

5.3.2 検査権限を有するが、競技大会において検査を主導し、指示する責任を負わないアンチ・ドーピング機関が、競技大会の期間中に競技大会会場にて試合者の検査の実施を希望する場合には、当該アンチ・ドーピング機関は当該検査を実施し、調整するための許可を取得するため、まずFIK（又は当該競技大会の所轄組織）と協議するものとする。もしアンチ・ドーピング機関が、FIK（又は当該競技大会の所轄組織）からの回答に満足しない場合には、当該アンチ・ドーピング機関は「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に定める手続に従い、検査を実施し、調整するための方法を決定することを許可するようWADAに要請することができる。WADAは、当該検査の承認をするに先立ち、事前にFIK（又は当該競技大会の所轄組織）と協議し、連絡を行わなければならない。WADAによる決定は終局的なものとし、これに対し不服を申し立てることはできないものとする。別途検査権限が付与された場合を除き、当該検査は競技会外の検査として扱われるものとする。当該検査の結果の管理は、別途当該競技大会の所轄組織の規則に定める場合を除き、当該検査を主導するアンチ・ドーピング機関が、これにつき責任を負うものとする。

### 5.4 検査配分計画

「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従い、かつ同一の試合者に対して検査を実行する他のアンチ・ドーピング機関と連携して、FIKは、種目、試合者の分類、検査の種類、採取される検体の種類、及び検体分析の種類の間で適切に優先順位を付けた、効果的で、インテリジェンスを活用し、かつ相応の検査配分計画を策定し、実施するものとし、これらはすべて「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要件に適合するものとする。FIKは、WADAの要請に従い、現行の当該検査配分計画の写しをWADAに提供するものとする。

## 5.5 検査の連携

実行可能な場合には、検査は、検査に関する様々な取り組みを最大限に活用し、かつ、無駄な検査の重複が無いように、ADAMSその他WADAの承認するシステムを通して調整されるものとする。

## 5.6 試合者の居場所情報

5.6.1 FIKは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1に基づいて、居場所情報関連義務に従うことが求められる検査対象者登録リストに含まれる試合者が名前などの特定の基準で特定できるリストをADAMSを介して明らかにするものとする。FIKは国家のアンチ・ドーピング機関と協力してそのような試合者およびその居場所情報を明らかにする。FIKは、必要に応じて、検査対象者登録リスト中の試合者の基準を検討、改訂し、決められた規則に従って検査対象者登録リスト中の試合者を更新しないとしない。試合者は、検査対象者登録リストに含まれる前、あるいは省かれる時にはFIKから通告を受けるものとする。検査対象者登録リストに掲げられた各試合者は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1に従い、以下の事項を行うものとする。(a)自らの居場所を四半期ごとにFIKに通知し、(b)当該情報を必要に応じて更新して、常に居場所情報が正確かつ完全な状態となるようにし、(c)当該居場所において検査に応じられるようにするものとする。

5.6.2 第2.4項において、試合者が「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の要件に従わなかったことは、居場所情報提出義務違反又は検査未了を宣言するための「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の定める条件が充足される場合には、（「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」において定義されるとおり）居場所情報提出義務違反又は検査未了とみなされるものとする。

5.6.3 (a)試合者が引退した旨FIKに書面により通知し、又は(b)FIKが当該試合者が検査対象者登録リストに含まれるための基準をもはや充足しない旨を当該試合者に通知しない限り、かつ、その時点まで、FIKの検査対象者登録リストに含まれる試合者は「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1の居場所情報関連義務に従う義務を負い続けるものとする。

5.6.4 試合者に関する居場所情報は、WADA及び当該試合者を検査する権限を有する他のアンチ・ドーピング機関と（ADAMSを通して）共有され、常に厳格に機密として保持され、WADA規程第5.6項に定める目的のみのために使用され、これらの目的のためにもはや不要となった場合には「プライバシー及

び個人情報の保護に関する国際基準」に従い破棄されるものとする。

## 5.7 引退した試合者の競技会への復帰

5.7.1 FIKの検査対象者登録リストに含まれ、FIKIに引退の通知を付与した試合者は、競技に復帰する意図をFIKIに書面により通知し、試合に復帰する前に6ヶ月間に亘り検査を受けられるようにする（要請された場合には、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1の居場所情報関連義務に従うことを含む。）まで、国際競技大会又は国内競技大会における競技に復帰できない。WADAは、6ヶ月の書面通知ルールの厳格な適用が試合者に明白に不公平である場合には、FIK及び試合者の国家のアンチ・ドーピング機関と協議の上、当該ルールに対する免責を付与することができる。かかる決定は、第13条に基づきこれに不服申立てを提起することができる。本第5.7.1項に違反して得られた競技結果は失効するものとする。

5.7.2 試合者が資格停止期間中に競技から引退する場合には、当該試合者は、FIK及び国家のアンチ・ドーピング機関に対し、競技に復帰する意図を少なくとも6ヶ月前までに書面により通知し（又は試合者が引退した日付において残る資格停止期間が6ヶ月を超える場合には、当該期間に相当する通知）、当該通知期間につき検査を受けられるようにする（要請された場合には、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」付属文書1の居場所情報関連義務に従うことを含む。）まで、国際競技大会又は国内競技大会における競技に復帰しないものとする。

## 5.8 独自の監視員プログラム

FIKおよびFIKの競技会の組織委員会、各国、連合の連盟およびその競技会の組織委員会は、そのような競技会において独自の監視員プログラムを正式に認め、推進すべきである。

## 第6条 検体の分析

検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されるものとする。

### 6.1 認定分析機関及び承認分析機関の使用

第2.1項において、検体は、WADA認定分析機関、又はWADAにより承認されたその他の分析機関によってのみ分析される。検体分析のために使用されるWADA認定分析機関又はWADA承認分析機関の選択は、FIKのみが決定するものとする。

### 6.2 検体の分析の目的

6.2.1 検体の分析は、禁止表において特定されている禁止物質及び禁止方法の検出、並びにWADA規程第4.5項に記載される監視プログラムに従ってWADAが定めるその他の物質の検出、試合者の尿、血液若しくはその他の

基質に含まれる関係するパラメータについて、DNA 検査及びゲノム解析を含む検査実施の FIK 支援、又はその他正当なアンチ・ドーピング上の目的のために行われるものとする。検体は、将来の分析を行うために採取し、保管することができる。

**6.2.2** FIKは、WADA規程第6.4項及び「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」第4.7項に従い検体を分析するよう、分析機関に求めるものとする。

### **6.3 検体の研究**

試合者から書面による同意を得ない限り、研究目的のために検体を使用することはできない。第6.2項に記載された以外の目的で検体を使用する際は、そこから特定の試合者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段をすべて取り除かなければならない。

### **6.4 検体分析及び報告の基準**

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいて検体を分析し、その結果を報告するものとする。効果的な検査を確保するために、WADA規程第5.4.1項に引用されるテクニカルドキュメントは特定のスポーツ及び競技種目に適合するリスク評価に基づく検体分析項目を確立するものとし、分析機関は、以下の各項に定める場合を除き、これらの項目に適合する形で検体を分析するものとする。

**6.4.1** FIKは、テクニカルドキュメントに記載された項目よりも広範な項目を使用してその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

**6.4.2** FIKは、その検査配分計画に定めるとおり、その国又はスポーツにおける個別の事情を理由としてより簡易な分析が適切であるとWADAにより認められた場合に限り、テクニカルドキュメントに記載された項目よりも簡易な項目を使用してその検体を分析するよう、分析機関に要請することができる。

**6.4.3** 「分析機関に関する国際基準」に定められているとおり、分析機関は、独自の判断及び費用負担において、テクニカルドキュメントに記載された、又は、検査管轄機関により特定された検体分析項目には含まれていない禁止物質又は禁止方法を検出する目的で、検体を分析することができる。このような分析の結果は報告されるものとし、その他のすべての分析結果と同様の有効性及び結果を有するものとする。

### **6.5 検体の更なる分析**

検体は、(a)いつでも WADA により、並びに／又は(b)A 検体及び B 検体双方の分析結果（若しくは B 検体の分析をする権利が放棄され若しくは分析が行われない場合に



おいては、A 検体の結果) が第 2.1 項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の主張の根拠として FIK から 試合者に通知されるのに先立ち、いつでも FIK により、第 6.2 項に定める目的のために保管され、更なる分析の対象とされることができる。検体の更なる分析は、「分析機関に関する国際基準」並びに「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の各要件に適合するものとする。

## 第7条 結果の管理

### 7.1 結果の管理を実施する責任

7.1.1 FIKは、WADA規程第7条の定める原則に従い、自己のアンチ・ドーピング管轄に服する 試合者又はその他の人に関する結果の管理について責任を負うものとする。

7.1.2 FIKは、委員長及びアンチ・ドーピングの経験を有する他4名の者により構成されるドーピング審査委員会を任命する。任命時にFIKが別途判断する場合を除き、各委員は4年間の任期を有するものとする。FIKがドーピング審査委員会に潜在的な違反を回付した場合には、ドーピング審査委員会の委員長は、本項が規定する審査を行うために一名以上の委員（委員長を含みうる。）を任命するものとする。

### 7.2 FIKの主導する検査に基づく違反が疑われる分析報告の審査

FIKの主導する検査の結果に関する結果の管理は以下のとおり進められるものとする。

7.2.1 すべての分析の結果は、分析機関の正当な代表者の署名した報告において、暗号化された様式により、FIKに送付されなければならない。すべてのコミュニケーションは機密保持の上、ADAMSに従って行われなければならない。

7.2.2 FIKは、違反が疑われる分析報告を受領するにあたり、(a)適用のあるTUEが、「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり既に付与され、若しくは付与される予定であるか否か、又は(b)違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在するか否かを判断するために、審査を行うものとする。

7.2.3 第 7.2.2 項に基づく違反が疑われる分析報告の審査により、適用のある TUE、又は当該違反が疑われる分析報告の原因となった「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が見つかった場合には、検査全体が陰性とみなされ、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及び WADA はその旨連絡を受けるものとする。

### 7.3 違反が疑われる分析報告に関する審査を行った後の通知

- 7.3.1 第7.2項に基づき違反が疑われる分析報告に関する審査を行った結果、適用のあるTUEの存在若しくは「治療使用特例に関する国際基準」に定められたTUEの資格、又は違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離も確認されない場合、FIKは、第14.1.1項に定められた方法により、試合者に対して速やかに、かつ試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAに対して同時に、次に掲げる事項を通知しなければならない。(a) 違反が疑われる分析報告、(b) 違反が問われたアンチ・ドーピング規則の内容、(c) 試合者は、B検体の分析を速やかに要求できる権利を有しており、指定された期限までに当該要求を行わなかった場合には、B検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること、(d) 試合者又はFIKがB検体の分析を要求した場合にB検体の分析が行われる日時及び場所、(e) 試合者又は試合者の代理人は、「分析機関に関する国際基準」において規定された期間内に行われる当該B検体の開封と分析に立ち会う機会を有すること、並びに、(f) 試合者は、「分析機関に関する国際基準」により要請される情報を含む、A検体及びB検体の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること。FIKが、違反が疑われる分析報告をアンチ・ドーピング規則違反として扱わないことを決定した場合には、FIKは試合者、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAにその旨を通知するものとする。
- 7.3.2 試合者又はFIKが要請した場合には、「分析機関に関する国際基準」に従いB検体を分析する取り決めを行うものとする。試合者は、B検体の分析に関する要件を放棄することにより、A検体の分析結果を受諾することができる。上記にかかわらず、FIKはB検体の分析を進めることを選択することができる。
- 7.3.3 試合者及び／又はその代理人は、B検体の分析の場に立ち会うことが認められる。また、FIKの代理人もその場に立ち会うことが認められる。
- 7.3.4 B検体の分析によりA検体の分析が追認されなかった場合には、(FIKが当該事案を第2.2項に基づくアンチ・ドーピング規則違反として扱わない限り) 検査全体が陰性とみなされ、試合者、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAはその旨の通知を受けるものとする。
- 7.3.5 B検体の分析によりA検体の分析が追認された場合には、試合者、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAに報告が行われるものとする。

### 7.4 非定型報告の審査

- 7.4.1 「分析機関に関する国際基準」に規定されているように、ある状況下におい

ては、分析機関は、内生的にも生成されうる禁止物質の存在を、非定型報告、すなわち、更なるドーピング捜査の対象となる報告として、報告するように指示されることがある。

- 7.4.2** 非定型報告を受け取った場合には、FIKIは、(a) 適用のあるTUEが付与されているか否か、若しくは「治療使用特例に関する国際基準」に定めるとおり付与されるのか否か、又は、(b) 非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在するか否かを確認するための審査を実施するものとする。
- 7.4.3** 仮に、第7.4.2項に基づく非定型報告の審査を行った結果、適用のあるTUEの存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が確認された場合には、検査全体が陰性とみなされ、試合者、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAはその旨連絡を受けるものとする。
- 7.4.4** 仮に、審査を行った結果、適用のあるTUEの存在又は非定型報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離も確認されない場合、FIKIは、所要のドーピング捜査を実施し、又はドーピング捜査が実施されるようにしなければならない。当該ドーピング捜査が完了した後、非定型報告は第7.3.1項に従い違反が疑われる分析報告として扱われ、又は、当該非定型報告が違反の疑われる分析報告として扱われない旨の通知を試合者、試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAが受けるものとする。
- 7.4.5** FIKIは、ドーピング捜査を完了し、かつ、非定型報告を、違反が疑われる分析報告として提出するかを決定するまでは、次に掲げるいずれかの事情が存在する場合を除き、非定型報告に関する通知を行わない。
- 7.4.5.1** FIKIが第7.4項に基づくドーピング捜査の結果を出す前にB検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、FIKIは、非定型報告や第7.3.1項(d)乃至(f)に記載された情報に関する記述を含む通知を試合者に行った後でB検体の分析を実施することができる。
- 7.4.5.2** FIKIが、(a)国際競技大会の直前に主要競技大会機関、又は、(b)国際競技大会のチームメンバーの選定の期限の間際にあるスポーツ団体から、主要競技大会機関又はスポーツ団体により提出されたりリストに掲載された試合者に未解決の非定型報告があるか否かの開示を求められた場合には、FIKIは当該試合者に対して非定型報告に関する通知を行った後に、当該主要競技大会機関又はスポーツ団体に

対してその旨を通知するものとする。

#### 7.5 バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びバイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査

バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告及びバイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告の審査は、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」並びに「分析機関に関する国際基準」の定めに従い行われる。FIKが、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、FIKは、違反されたアンチ・ドーピング規則及び違反とされる根拠について、*試合者に速やかに（かつ試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAに同時に）*通知するものとする。

#### 7.6 居場所情報関連義務違反の審査

FIKは、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」の付属文書1に従い、FIKに自己の居場所情報を提出する*試合者*につき、（「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」において定義されるところに従い）潜在的な居場所情報提出義務違反及び検査未了を審査するものとする。FIKが、第2.4項のアンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、FIKは、自己が第2.4項の違反を主張している旨及び当該主張の根拠について、*試合者に速やかに（かつ試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAに同時に）*通知するものとする。

#### 7.7 第7.2項から第7.6項の規定の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の審査

FIKは、第7.2項から第7.6項の規定の適用が及ばないアンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する追加のドーピング捜査を実施するものとする。FIKは、アンチ・ドーピング規則違反が発生したと認めた場合には、違反の疑いがあるアンチ・ドーピング規則の内容及び違反の根拠について、*試合者又はその他の人に速やかに（かつ試合者の国家のアンチ・ドーピング機関及びWADAに同時に）*通知するものとする。

#### 7.8 従前のアンチ・ドーピング規則違反の特定

FIKは、上記の定めのとおり、主張されたアンチ・ドーピング規則違反を*試合者*又はその他の人に通知するのに先立ち、従前のアンチ・ドーピングアンチ・ドーピング規則違反が存在するか否か判断するために、ADAMSを参照し、WADAその他の関連アンチ・ドーピング機関に連絡を取るものとする。

#### 7.9 暫定的資格停止

7.9.1 強制的な暫定的資格停止: A検体の分析の結果、特定物質ではない禁止物質、又は禁止方法に関する違反が疑われる分析報告が発生し、第7.2.2項に従って行われた審査により、適用のあるTUE又は違反が疑われる分析報告の原因となる「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」若しくは「分析機関に関

する国際基準」からの乖離が確認されなかった場合には、**暫定的資格停止**が、第7.2項、第7.3項又は第7.5項に記載する通知にあたり又は当該通知の後、速やかに賦課されるものとする。

**7.9.2 任意の暫定的資格停止**：特定物質に関する違反が疑われる分析報告の場合、又は第7.9.1項の適用が及ばないその他のアンチ・ドーピング規則違反の場合には、*FIKI*は、第7.2項から第7.7項までに記載される審査及び通知の後いつでも、かつ第8条に記載される終局的な聴聞会に先立ち、アンチ・ドーピング規則違反が主張される競技者又はその他の人に対して**暫定的資格停止**を賦課することができる。

**7.9.3** 第7.9.1項又は第7.9.2項に従い**暫定的資格停止**が賦課される場合には、*試合者*又はその他の人は、(a)**暫定的資格停止**の賦課に先立ち若しくは当該賦課の後合理的に実行可能な適時な時期のいずれかにおいて、暫定聴聞会の機会、又は(b)**暫定的資格停止**の賦課の後合理的に実行可能な適時な時期において、第8条に従った、緊急の終局的な聴聞会の機会のいずれかを付与されるものとする。更に、*試合者*又はその他の人は、第13.2項に従い、**暫定的資格停止**に対して不服申立てを提起する権利を有する（但し、7.9.3.1項に定める場合を除く。）。

**7.9.3.1** *試合者*が、当該違反が**汚染製品**に関するものである可能性があることを聴聞パネルに対し立証した場合には、**暫定的資格停止**は取り消されうる。**汚染製品**に関する*試合者*の主張を理由として強制的な**暫定的資格停止**を取り消さない旨の聴聞パネルの決定に対しては、不服申立てを行うことはできないものとする。

**7.9.3.2** *試合者*又はその他の人が以下の事項を立証しない限り、**暫定的資格停止**は賦課される（又は解除されない）。(a)アンチ・ドーピング規則違反の主張が、例えば*試合者*若しくはその他の人に対する主張上の明白な欠陥により、支持されると合理的に予測することができないこと、(b)*試合者*若しくはその他の人が主張されたアンチ・ドーピング規則違反につき**過誤**又は**過失**がないことを強力に主張可能であり、そのため、そうでなければ別途当該違反を理由として賦課されたであろう**資格停止期間**が第10.4項の適用により完全に排除される可能性が高いこと、又は(c)第8条に従い終局的な聴聞会に先立ち**暫定的資格停止**を賦課することが、状況全体を考慮すると、明らかに不公平となる他の事実が存在すること。この根拠事由は狭く解釈され、真に例外的な状況にのみ適用されるべきである。例えば、**暫定的資格停止**により、競技者が特定の**試合**又は**競技大会**に参加することが妨げられたであろうという事実は、上記との関係では例外的

な状況としての適格性を有さないものとする。

- 7.9.4** A検体の違反が疑われる分析報告に基づき *暫定的資格停止*が賦課されたが、それに続くB検体の分析がA検体の分析結果を追認しない場合には、*試合者*は、第2.1項の違反を理由としてそれ以上の *暫定的資格停止*は賦課されないものとする。*試合者*（又は*試合者のチーム*）が第2.1項の違反により*試合*の出場資格を失ったが、続くB検体の分析結果がA検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で当該*試合*にその他の影響を与えずに当該*試合者*又は*チーム*が当該*試合*に出場することが可能な場合には、当該*試合者*又は*チーム*は、当該*試合*に出場できるものとする。更に、*試合者*又は*チーム*は、その後同じ競技大会における他の*試合*に出場することができる。
- 7.9.5** *試合者*又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反につき通知を受けたが、*暫定的資格停止*がかかる者に対して賦課されなかったすべての場合において、*試合者*又はその他の人は、当該案件の解決を待って、*暫定的資格停止*を任意に受諾する機会を与えられるものとする。

## 7.10 聴聞会のない解決

- 7.10.1** アンチ・ドーピング規則違反が主張された*試合者*又はその他の人は、当該違反をいつでも自認し、聴聞会を放棄し、及び本規程により義務付けられ又は（本規程に基づき*措置*につき裁量が認められる場合には）*FIK*が申し入れる措置を受諾することができる。
- 7.10.2** 前項の方法に代わり、アンチ・ドーピング規則違反が主張された*試合者*又はその他の人が、当該違反を主張する*FIK*が送付した通知において指定された期限内に当該主張を争わなかった場合には、当該*試合者*又はその他の人は、当該違反を自認し、聴聞会を放棄し、及び本規程により義務付けられ又は（本規程に基づき*措置*につき裁量が認められる場合には）*FIK*が申し入れる措置を受諾したものとみなされるものとする。
- 7.10.3** 第7.10.1項又は第7.10.2項が適用される場合には、聴聞パネルにおける聴聞は要請されないものとする。代わりに、*FIK*は当該アンチ・ドーピング規則違反行為が行われた旨及びその結果として賦課された措置を確認し、（該当する場合には）*資格停止*期間の最長期間が賦課されなかったことを正当化する理由を含む、賦課された*資格停止*期間についての完全な理由を記載した決定書を速やかに発行するものとする。*FIK*は、第13.2.3項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に当該決定の写しを送付するものとし、第14.3.2項に従い当該決定を一般開示するものとする。

### 7.11 結果の管理に関する決定の通知

FIKが、アンチ・ドーピング規則違反行為が行われた旨を主張し、アンチ・ドーピング規則違反の主張を撤回し、暫定的資格停止を賦課し、又は聴聞会の開催のない制裁の賦課につき試合者又はその他の人と合意するすべての場合において、FIKは、第14.2.1項に定めるとおり、第13.2.3項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に通知するものとする。

### 7.12 競技からの引退

FIKが結果の管理過程を進めている間に試合者又はその他の人が引退する場合には、FIKは、当該結果の管理過程を完了させる権限を保有し続ける。仮に、試合者又はその他の人が結果の管理過程の開始前に引退する場合であって、試合者又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反した時点においてFIKが当該試合者又はその他の人について結果管理権限を有していたであろうときには、FIKは結果の管理を実施する権限を有する。

## 第8条 規律手続

### 8.1 規律手続きの原則

8.1.1 FIKが、アンチ・ドーピング規則違反を主張する試合者又はその他の人に通知を付与し、当該試合者又はその他の人が第7.10.1項又は第7.10.2項に従い聴聞会を放棄しない場合には、当該事案はFIKアンチ・ドーピング規律パネルに委ねられる。

8.1.2 聴聞会は然るべき時間内に計画され、終了される必要がある。競技大会に関して開催される聴聞会のうち本規程の対象となるものは、聴聞パネルが許可する場合には、迅速な手続の方式で開催することができる。

8.1.3 FIKのドーピング聴聞パネルは聴聞会での手順を決定する。

8.1.4 WADAおよび試合者あるいは他の人が所属する国、連合の連盟は聴聞会にオブザーバーとして参加をする権利を有する。どのような状況であれ、FIKは問題となっている件の状況とすべての聴聞会の結果をWADAに対してすべて知らせる必要がある。

8.1.5 FIKのドーピング聴聞パネルは常に関係者全員に対して、公平で中立の立場をとるものとする。

### 8.2 決定の通知

8.2.1 聴聞会の終了後あるいはその後迅速に、FIKドーピング聴聞パネルはその決定に至ったすべての理由および資格停止期間（該当する場合にはなぜ最大の措

置とならなかったかについてもその理由も含む) について文書を提出する必要がある。

**8.2.2** この決定に対しては、13条に規定されているようにCASに不服申立てをすることができる。当該決定は第13.2.3項において定めるとおり、*試合者*又はその他の人および上訴の権利のあるアンチ・ドーピング機関にその写しを渡すものとする。

**8.2.3** 当該決定に対する不服申立てが行われなかった場合には、(a)当該決定が、アンチ・ドーピング規則違反が行われた旨判断するものである場合には、当該決定は第14.3.2項において定めるとおり一般開示されるものとするが、(b)当該決定が、アンチ・ドーピング規則違反が行われなかった旨判断するものである場合には、当該決定は、当該決定の対象である*試合者*又はその他の人の同意がある場合に限り一般開示されるものとする。*FIK*は当該同意を取得するために合理的な努力を払うものとし、同意が取得できた場合には、当該決定の全文を一般開示するものとし、又は当該競技者若しくはその他の人が承認する編集された様式で一般開示するものとする。18歳未満の者に関連する事案には、第14.3.6項に規定される原則が適用されるものとする。

### **8.3 CASにおける1回限りの聴聞会**

アンチ・ドーピング規則違反が主張される事案は、*試合者*、*FIK*、*WADA*、その他のアンチ・ドーピング機関の同意をもって、直接CASにおいて聴聞の対象とすることができ、その場合にはこれに先立つ聴聞会を要する旨の要件は賦課されない。

## **第9条 個人の成績の自動的失効**

個人スポーツにおける*競技会(時)検査*に関してアンチ・ドーピング規則違反があった場合には、当該*試合*において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該*試合*において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

## **第10条 個人に対する制裁措置**

### **10.1 アンチ・ドーピング規則違反が発生した競技大会における成績の失効**

*競技大会開催期間中*又は*競技大会*に関連してアンチ・ドーピング規則違反が発生した場合、当該*競技大会*の所轄組織である組織の決定により、当該*競技大会*において得られた個人の成績は失効し、当該*競技大会*において獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。但し、第10.1.1項に定める場合は、この限りではない。*競技大会*における他の結果を失効させるか否かを検討する際の要素としては、例えば、*試合者*によるアンチ・ドーピング規則違反の重大性の程度や、他の競技会において*試合者*に陰性の検査結果が出たか否かなどが挙げられる。



**10.1.1** 試合者が当該違反に関して自己に「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、アンチ・ドーピング規則違反が発生した試合以外の試合における試合者の個人の成績は失効しないものとする。但し、アンチ・ドーピング規則違反が発生した試合以外の試合における当該試合者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は、この限りではない。

## **10.2 禁止物質及び禁止方法の存在、使用若しくは使用の企て、又は、保有に関する資格停止**

第2.1項、第2.2項又は第2.6項の違反による資格停止期間は、第10.4項、第10.5項又は第10.6項に基づく短縮又は猶予の可能性を条件として、以下のとおりとする。

**10.2.1** 資格停止期間は、次に掲げる場合には**4年間**とする。

**10.2.1.1** アンチ・ドーピング規則違反が**特定物質**に関連しない場合。但し、**試合者**又はその他の人が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

**10.2.1.2** アンチ・ドーピング規則違反が**特定物質**に関連し、**FIK**が、当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的であった旨立証できた場合。

**10.2.2** 第10.2.1項が適用されない場合には、**資格停止期間は2年間**とする。

**10.2.3** 「意図的」という用語は、第10.2項及び第10.3項において用いられる場合には、ごまかす行為を行う**試合者**を指す。したがって、当該用語は、**試合者**又はその他の人が、自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視したことを求めている。**競技会（時）**においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる**分析報告**の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が**特定物質**である場合であって、**試合者**が、**禁止物質**が**競技会外で使用された旨**を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。**競技会（時）**においてのみ禁止された物質による違反が疑われる**分析報告**の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が**特定物質**ではない場合であって、**試合者**が、**禁止物質**が**競技力とは無関係に競技会外で使用された旨**立証できるときは、「意図的」と判断してはならない。

## **10.3 その他のアンチ・ドーピング規則違反に関する資格停止**

第10.2項に定められた以外のアンチ・ドーピング規則違反に関する**資格停止期間**は、第10.5項又は第10.6項が適用される場合を除き、次のとおりとするものとする。

**10.3.1** 第2.3項又は第2.5項の違反の場合には、**資格停止期間は4年間**とする。但し、**試合者が検体の採取に応じない場合に、**（第10.2.3項で定義するところにより）アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われたものではない旨を立証できた場合はこの限りではなく、その場合には**資格停止期間は2年間**とするものとする。

**10.3.2** 第2.4項の違反の場合には、**資格停止期間は2年間**とするものとする。但し**試合者の過誤**の程度により**最短1年間**となるまで短縮することができる。本項における2年間から1年間までの間での**資格停止期間の柔軟性は、**直前の居場所情報変更パターン又はその他の行為により、**試合者が検査の対象となることを避けようとしていた旨の重大な疑義が生じる場合には、当該試合者にはこれを適用しない。**

**10.3.3** 第2.7項又は第2.8項の違反の場合には、**資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短で4年間、最長で永久資格停止**とするものとする。**18歳未満の者**に関連する第2.7項又は第2.8項の違反は、特に重大な違反であると考えられ、**試合者補助者による違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該試合者補助者に対して永久資格停止が課されるものとする。**さらに、第2.7項又は第2.8項の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には、権限のある行政機関、専門機関又は司法機関に対して報告がなされるものとする。

**10.3.4** 第2.9項の違反につき、賦課される**資格停止期間は、違反の重大性の程度により、最短2年、最長4年**とするものとする。

**10.3.5** 第2.10項の違反につき、**資格停止期間は2年間**とするものとする。但し、**試合者又はその他の人の過誤**の程度及び当該事案のその他の事情により、**最短1年間**となるまで短縮することができる。

#### **10.4 過誤又は過失がない場合における資格停止期間の取消し**

個別事案において、**試合者が「過誤又は過失がないこと」を証明した場合には、その証明がなければ適用されたであろう資格停止期間は取り消されるものとする。**

#### **10.5 「重大な過誤又は過失がないこと」に基づく資格停止期間の短縮**

**10.5.1** 第2.1項、第2.2項又は第2.6項の違反に基づく**特定物質又は汚染製品に関する制裁措置の短縮**

##### **10.5.1.1 特定物質**

アンチ・ドーピング規則違反が**特定物質**に関連する場合において、**試合者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証**

できるときには、資格停止期間は、試合者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とする。

#### 10.5.1.2 汚染製品

試合者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は、試合者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとする。

#### 10.5.2 第10.5.1の適用を超えた「重大な過誤又は過失がないこと」の適用

試合者又はその他の人が、第10.5.1項が適用されない個別の事案において、自らが「重大な過誤又は過失がないこと」を立証した場合には、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間は、第10.6項に該当した場合の更なる短縮又は取消しに加え、試合者又はその他の人の過誤の程度により、短縮することができる。但し、かかる場合において、短縮された後の資格停止期間は、立証がなかった場合に適用されたであろう資格停止期間の2分の1を下回ってはならない。別段適用されたであろう資格停止期間が永久に亘る場合には、本項に基づく短縮された後の資格停止期間は8年を下回ってはならない。

### 10.6 資格停止期間の取消し、短縮若しくは猶予又は過誤以外を理由とするその他の措置

#### 10.6.1 アンチ・ドーピング規則違反を発見又は証明する際の実質的な支援

10.6.1.1 FIKは、第13条に基づく不服申立てに対する終局的な決定、又は不服申立期間の満了に先立ち、試合者又はその他の人がアンチ・ドーピング機関、刑事司法機関又は懲戒機関に対して、実質的な支援を提供し、その結果、①アンチ・ドーピング機関が他の人によるアンチ・ドーピング規則違反を発見し若しくは該当手続を提起し、又は②刑事司法機関若しくは懲戒機関が他の人により犯された刑事犯罪若しくは職務規程に対する違反を発見し若しくは該当手続を提起するに至り、実質的な支援を提供した人により提供された情報が、FIKにより利用可能となった場合には、FIKが結果管理権限を有する当該個別の事案において課される資格停止期間の一部を猶予することができる。第13条による不服申立てに対する終局的な決定又は不服申立ての期間満了の後においては、FIKは、WADAの承認を得た場合にのみ、実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用さ

れた資格停止期間の一部を猶予することができる。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろう資格停止期間が猶予される程度は、*試合者*又はその他の人により行われたアンチ・ドーピング規則違反の重大性及び*試合者*又はその他の人により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための実質的な支援の重要性により定まるものとする。資格停止期間は、実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用された資格停止期間の4分の3を超えては猶予されない。実質的な支援及びそれに伴う結果がなければ適用されたであろう資格停止期間が永久である場合には、本項に基づき猶予されない期間は**8年間**を下回らないものとする。*試合者*又はその他の人が、継続的に、協力せず、資格停止期間の猶予の根拠となった完全かつ信頼性を有する実質的な支援を行わない場合には、FIKは、元の資格停止期間を復活させるものとする。FIKが、猶予された資格停止期間を復活させ、又は猶予された資格停止期間を復活させない旨決定した場合には、第13条に基づき不服申立てを提起する権利を有するいかなる人も、当該決定に対して不服申立てを提起することができる。

**10.6.1.2** WADAは、*試合者*又はその他の人がアンチ・ドーピング機関に更に実質的な支援を提供することを促すために、FIKの要請により、又はアンチ・ドーピング規則違反を行った（若しくは行ったと主張される）*試合者*若しくはその他の人の要請により、第13条に基づく終局的な不服申立ての決定の後を含む、結果の管理の過程のいかなる段階においても、本来適用されたであろう資格停止期間その他の措置に関して適切な猶予となると判断する内容について承認することができる。WADAは、例外的な状況においては、実質的な支援があった場合、資格停止期間その他措置に関し、本項に定める期間・措置を上回ってこれを猶予することのみならず、資格停止期間を設けないこと並びに／又は賞金の返還若しくは罰金・費用の支払を命じないことについても承認することができる。WADAによる承認は、本項で別途定めるとおり、制裁措置の復活に服するものとする。第13条にかかわらず、本項の文脈におけるWADAの決定は、他のアンチ・ドーピング機関による不服申立ての対象とはならないものとする。

**10.6.1.3** FIKが、実質的な支援を理由として、実質的な支援がなければ適用されたであろう制裁措置の一部を猶予した場合には、当該決定を根

拠づける正当な理由を記載する通知を、第14.2項の定めに従い、第13.2.3項に基づき不服申立てを行う権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に対して提供するものとする。WADAは、アンチ・ドーピングの最善の利益に適うと判断する特殊な状況においては、*実質的な支援*に関する合意又は提供されている*実質的な支援*の性質についての開示を制限し又は遅延させる適切な機密保持契約を締結する権限をFIKIに授権することができる。

#### 10.6.2 その他の証拠がない場合におけるアンチ・ドーピング規則違反の自認

アンチ・ドーピング規則違反を証明しうる検体の採取の通知を受け取る前に（又は、第2.1項以外のアンチ・ドーピング規則違反事案において、第7条に従って自認された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、*試合者*又はその他の人が自発的にアンチ・ドーピング規則違反を自認し、当該自認が、自認の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合には、*資格停止期間*を短縮することができる。但し、短縮された後の*資格停止期間*は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*の半分を下回ることはできない。

#### 10.6.3 第10.2.1項又は第10.3.1項に基づき制裁措置の賦課される違反について問われた後における、アンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認

第10.2.1項又は第10.3.1項（*検体の採取を回避し若しくは拒絶し、又は検体の採取を不当に改変した場合*）に基づき4年間の制裁措置を課される可能性のある*試合者*又はその他の人は、FIKIにより問われた後に、主張されたアンチ・ドーピング規則違反につき速やかに自認することにより、またWADA及びFIK双方の裁量及び承認に基づき、違反の重大性及び*試合者*又はその他の人の*過誤*の程度により、最短2年間となるまで*資格停止期間*の短縮を受けることができる。

#### 10.6.4 制裁措置の軽減に関する複数の根拠の適用

*試合者*又はその他の人が、第10.4項、第10.5項又は第10.6項における2つ以上の規定に基づき、制裁措置の軽減について権利を有することを証明した場合には、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*は、第10.6項に基づく短縮又は猶予の適用前に、第10.2項、第10.3項、第10.4項及び第10.5項に従って決定されるものとする。*試合者*又はその他の人が*資格停止期間*の短縮又は猶予の権利を第10.6項に基づき証明した場合には、*資格停止期間*は、短縮又は猶予される。但し、短縮又は猶予された後の*資格停止期間*は、当該事情がなければ適用されたであろう*資格停止期間*の4分の1を下回ることはできない。

## 10.7 複数回の違反

**10.7.1** 試合者又はその他の人によるアンチ・ドーピング規則に対する2回目の違反につき、資格停止期間は、以下に掲げる事項のうち、最も長い期間とする。

(a) 6ヶ月間

(b) アンチ・ドーピング規則に対する1回目の違反につき、課された資格停止期間の2分の1。但し、第10.6項に基づく短縮を考慮しない。  
又は、

(c) 2回目のアンチ・ドーピング規則違反を、あたかも初回の違反であるかのように取り扱ったうえでそれに適用可能な資格停止期間の2倍。但し、第10.6項に基づく短縮を考慮しない。

上記において定まった資格停止期間は、第10.6項の適用により、更なる短縮の対象となりうる。

**10.7.2** 3回目のアンチ・ドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる。但し、3回目のアンチ・ドーピング規則違反が第10.4項若しくは第10.5項の資格停止期間の取消し若しくは短縮の要件を満たす場合、又は、第2.4項に対する違反に関するものである場合にはこの限りではない。上記但書の場合には、資格停止期間は8年から永久資格停止までとする。

**10.7.3** 試合者又はその他の人が過誤又は過失がないことを立証したアンチ・ドーピング規則違反は、本項において従前の違反とは判断されないものとする。

**10.7.4** 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

**10.7.4.1** 第10.7項に基づいて制裁措置を課すことにおいて、試合者若しくはその他の人が第7条に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた後に、又はFIKが1回目のアンチ・ドーピング規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該試合者若しくは当該人が別のアンチ・ドーピング規則違反を行ったことをFIKが証明できた場合にのみ、当該アンチ・ドーピング規則違反は2回目のアンチ・ドーピング規則違反であると判断される。FIKが当該事実を証明することができない場合には、当該2回の違反は、全体として一つの1回目の違反として扱われ、当該2回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課されるものとする。

**10.7.4.2** 1回目のアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置の賦課の後、FIKが1回目の違反に関する通知以前に発生した競技者又はその他の人によるアンチ・ドーピング規則違反の事実を発見した場合には、FIKは、仮に2つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであ

ろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。複数のアンチ・ドーピング規則違反のうちより早い方のアンチ・ドーピング規則違反まで遡ったすべての試合における結果は、第10.8項に規定されているとおりに失効する。

#### 10.7.5 10年以内の複数回のアンチ・ドーピング規則違反

第10.7項の適用において、各アンチ・ドーピング規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が10年以内に発生していなければならない。

#### 10.8 検体の採取又はアンチ・ドーピング規則違反後の競技会における成績の失効

第9条に基づき、検体が陽性となった試合における成績が自動的に失効することに加えて、陽性検体が採取された日（競技会（時）であるか競技会外であるかは問わない。）又はその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生の日から、暫定的資格停止又は資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての競技成績は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効するものとし、その結果として、メダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む措置が課される。

#### 10.9 CAS仲裁費用及び剥奪賞金の負担

CAS仲裁費用及び剥奪賞金の支払いの優先順位は、次のとおりとする。第一に、CASの裁定した費用の支払い。第二に、FIKの費用の償還。

#### 10.10 金銭的措置

意図的に無記載

#### 10.11 資格停止期間の開始

以下に定める場合を除き、資格停止期間は、聴聞パネルが資格停止を定める終局的な決定を下した日、又は聴聞会に参加する権利が放棄され若しくは聴聞会が行われない場合には、資格停止を受け入れた日若しくは別途資格停止措置が課された日を起算日として開始するものとする。

##### 10.11.1 試合者又はその他の人の責に帰すべきではない遅延

聴聞手続又はドーピング・コントロールの各局面において試合者又はその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合には、FIKは、最大で、検体の採取の日又は直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで、資格停止期間の開始日を遡及させることができる。資格停止期間（遡及的な資格停止を含む）の間に獲得された一切の競技結果は、失効するものとする。

##### 10.11.2 適時の自認

試合者又はその他の人が、FIKにより、アンチ・ドーピング規則違反に問われ

た後、速やかに（*試合者*にとっては、どのような場合であっても*試合者*が再度*試合*に参加する前に）アンチ・ドーピング規則違反を自認した場合には、最大で、*検体*の採取の日又は、直近のその他のアンチ・ドーピング規則違反の発生日のいずれかまで*資格停止期間*の開始日を遡及させることができる。但し、いずれの事案においても、本条が適用される場合には、*試合者*又はその他の人は少なくとも*資格停止期間*の半分について、*試合者*又はその他の人が制裁措置の賦課を受け入れた日、制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日、又は、制裁措置がその他の方法で賦課された日から開始して、これに服するものとする。本項は、*資格停止期間*が第10.6.3項により既に短縮されている場合には適用されないものとする。

### 10.11.3 服した暫定的資格停止又は資格停止期間の控除

**10.11.3.1** *試合者*又はその他の人に暫定的資格停止が課され、かつ、当該*試合者*又はその他の人がこれを遵守した場合、当該*試合者*又はその他の人は最終的に課されうる*資格停止期間*から、当該暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。決定に従い*資格停止期間*に服した場合で、当該決定に対し後日不服申立てが提起されたときには、当該*試合者*又はその他の人は、不服申立て後に最終的に課される*資格停止期間*から、服した*資格停止期間*の控除を受けるものとする。

**10.11.3.2** *試合者*又はその他の人が、書面により、*FIK*からの暫定的資格停止を自発的に受け入れ、その後暫定的資格停止を遵守した場合には、当該*試合者*又はその他の人は最終的に課される*資格停止期間*から、自発的な暫定的資格停止期間の控除を受けるものとする。*試合者*又はその他の人の自発的な暫定的資格停止の受入れを証する書面の写しは、第14.1項に基づき速やかに、主張されたアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける資格を有する各当事者に対して提出されるものとする。

**10.11.3.3** *資格停止期間*に対する控除は、*試合者*が*試合*に参加せず、又は所属チームから参加を停止させられていたか否かにかかわらず、暫定的資格停止又は自発的な暫定的資格停止の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

**10.11.3.4** チームスポーツにおいて、*資格停止期間*がチームに課される場合には、公平性の観点から別段の要請がなされる場合を除き、*資格停止期間*は*資格停止*を賦課した聴聞パネルによる終局的決定日に開始するものとし、又は聴聞を受ける権利が放棄されたときには、*資格*



停止期間が受諾された日若しくは別途賦課された日に開始するものとする。チームに対する暫定的資格停止期間は（賦課されたか、自発的に受諾されたかを問わず）、服すべき合計資格停止期間から控除されるものとする。

## 10.12 資格停止期間中の地位

### 10.12.1 資格停止期間中の参加の禁止

資格停止を宣言された試合者又はその他の人は、当該資格停止期間中、署名当事者、署名当事者の加盟機関、又は署名当事者の加盟機関のクラブ若しくは他の加盟機関が認定し、若しくは主催する競技会若しくは活動（但し、認定されたアンチ・ドーピング関連の教育プログラム若しくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、又は、プロフェッショナルリーグ、国際レベル若しくは国内レベルの競技大会機関が認定し、若しくは主催する競技会、又は、政府機関から資金拠出を受けるエリート若しくは国内レベルのスポーツ活動には、いかなる立場においても参加できない。課された資格停止期間が4年間より長い試合者又はその他の人は、4年間の資格停止期間経過後、別途WADA規程署名当事者若しくはWADA規程署名当事者の一員から公認されておらず、又はその他これらの管轄の下にない国内スポーツの競技大会に競技者として参加することができる。但し、当該競技の競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者又はその他の人が、国内選手権大会又は国際競技大会への出場資格を直接的又は間接的に取得できる（又は国内選手権大会若しくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならず、また、いかなる立場においても、18歳未満の者と共に活動する試合者又はその他の人に関連する大会であってはならない。

資格停止期間が課された試合者又はその他の人は、引き続き検査の対象となるものとする。

### 10.12.2 トレーニングへの復帰

第10.12.1項の例外として、試合者は①当該試合者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は②賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間のうちいずれか短い方の間に、チームとトレーニングするために、又はFIKの加盟機関の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。

### 10.12.3 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた試合者又はその他の人が、資格停止期間中に第

10.12.1項の参加の禁止に違反した場合には、当該参加に伴う結果は失効し、元の資格停止期間と同じ長さの新たな資格停止期間が元の資格停止期間の終わりに追加されるものとする。新たな資格停止期間は試合者又はその他の人の過誤の程度及び当該事案のその他の状況に基づき調整されうる。試合者又はその他の人が参加の禁止に違反したか否か、及び、調整が妥当であるか否かは、当初の資格停止期間の賦課に至った結果管理を行ったアンチ・ドーピング機関により決定されなければならない。当該決定に対しては、第13条に基づき不服申立てを提起することができる。試合者補助者又はその他の人が、資格停止中の参加禁止に違反した人を支援した場合には、FIKは、当該支援につき、第2.9項違反に基づく制裁措置を課すものとする。

#### 10.12.4 資格停止期間中の補助金の停止

加えて、第10.4項又は第10.5項のとおり制裁措置が軽減される場合を除き、アンチ・ドーピング規則違反については、当該人が受けていたスポーツ関係の補助金又はその他のスポーツ関係の便益の全部又は一部は、FIK、および国の連盟あるいは地域連盟により停止される。

#### 10.13 制裁措置の自動公開

各制裁措置のうちの義務的事項として、第14.3項に定めるとおり、自動公開が含まれるものとする。

### 第11条 チームに対する措置

#### 11.1 チームスポーツの検査

チームスポーツのチーム構成員の2名以上が競技大会に関連して、第7条のアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けた場合には、当該競技大会の所轄組織は、当該競技大会の期間中に、当該チームに対し適切な特定対象検査を実施するものとする。

#### 11.2 チームスポーツに対する措置

チームスポーツのチーム構成員の3名以上が競技大会の期間中にアンチ・ドーピング規則に違反したことが明らかになった場合には、当該試合者個人に対するアンチ・ドーピング規則違反の措置に加え、当該競技大会の所轄組織は、当該チームに対しても、適切な制裁措置（例、得点の剥奪、競技会又は競技大会における失効その他の制裁措置）を課すものとする。

11.3 競技大会の所轄組織はチームスポーツに関してより厳格な措置を定めることができる。競技大会の所轄組織は、当該競技大会について、チームスポーツに対し第11.2項よりも厳格な措置を課す競技大会の規則を定めることを選択できる。

### 第12条 スポーツ関係団体に対する制裁措置

意図的に無記載。

## 第13条 不服申立て

### 13.1 不服申立ての対象となる決定

本規程に基づいて下された決定については、以下の第13.2項から第13.4項までの規定又は本規程、*世界規程*若しくは*国際基準*に従い不服申立てをすることができる。当該決定は、不服申立審査機関が別の命令を下さない限り、不服申立期間中においても引き続き効力を有するものとする。不服申立手続が開始されるためには、事前にアンチ・ドーピング機関の規則に規定された事後的審査が十分に尽くされなければならない。但し、当該審査は、以下の第13.2.2項（第13.1.3項に規定された事項を除く）に定められた原則を遵守しなければならない。

#### 13.1.1 審査範囲の非限定

不服申立ての審査範囲は、当該案件に関連するすべての論点を含み、当初の審査者が審査した論点又は審査範囲に限定されない。

#### 13.1.2 不服申立機関は不服申立てのなされた判断に拘束されない

CASはその決定を下すにあたり、その決定に対し不服申立てが提起されている組織により行使された裁量に服することを要さない。

#### 13.1.3 WADAは内部的救済を尽くすことを義務付けられない

第13条に基づきWADAが不服申立てを行う権利を有し、かつ、*FIK*の手続において、その他の当事者が終局的な決定に対し不服申立てをしない場合には、WADAは当該決定に対し、*FIK*の過程における他の救済措置を尽くすことなく、CASに対し直接不服申立てを行うことができる。

### 13.2 アンチ・ドーピング規則違反、措置、暫定的資格停止、決定の承認、及び管轄に関する決定に対する不服申立て

アンチ・ドーピング規則に違反した旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反の措置を課す又は課さない旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反がなかった旨の決定、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続が手続上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定、引退した試合者が試合に復帰する際の第5.7.1項に基づく6ヶ月前の通知要件に対し例外を付与しない旨のWADAによる決定、第7.1項に基づき結果の管理を課すWADAによる決定、違反が疑われる分析報告又は非定型報告をアンチ・ドーピング規則違反として主張しないこととするFIKIによる決定、第7.7項によるドーピング捜査の後に、アンチ・ドーピング規則違反に関する手続を進めないこととする決定、及び暫定聴聞会の結果として暫定的資格停止を課す決定、FIKIによる第7.9項の非遵守、FIKが、主張されたアンチ・ドーピング規則違反若しくはその措置

につき判断する管轄権を有さない旨の決定、資格停止期間を猶予し若しくは猶予しない旨、又は第10.6.1項に基づき猶予された資格停止期間を復活し若しくは復活しない旨の決定、第10.12.3項の決定、並びに第15条に基づく別のアンチ・ドーピング機関の決定を承認しない旨のFIKの決定については、本第13.2項～第13.7項の定めに基づいてのみ不服申立てを行うことができる。

**13.2.1** 国際レベルの試合者又は国際競技大会に関連する不服申立て

国際競技大会への参加により発生した事案又は国際レベルの試合者が関係した事案の場合には、当該決定は、CASにのみ不服申立てを行うことができる。

**13.2.2** その他の試合者又はその他の人が関係する不服申立て

第13.2.1項が適用されない場合には、当該決定は、試合者又はその他の人に対して管轄権をもつ国家のアンチ・ドーピング機関の規程に従って設立されている独立かつ公平な上訴機関に不服申立てを行うことができる。そのような申立てに対しては次のことを原則とする。すみやかな聴聞会の開催；公正で不偏の聴聞パネル；申立者の経費による弁護人による権利の擁護；すみやかかつ論理的な結論を書面で提出。もし国家のアンチ・ドーピング機関がそのような上訴機関を持たない場合には、適正な形でCASに不服申立てをすることができる。

**13.2.3** 不服申立てを行う権利を有する人

第13.2.1項に定められている事案の場合、CASに不服申立てを行う権利を有する当事者は次のとおりとする。

- (a) 不服申立てを行う決定の対象となった、試合者又はその他の人
- (b) 当該決定が下された事案の他の当事者
- (c) FIK
- (d) 当該人が国民若しくは市民権者である国のアンチ・ドーピング機関
- (e) 国際オリンピック委員会又は国際パラリンピック委員会（オリンピック大会又はパラリンピック大会の参加資格に影響を及ぼす決定を含む、オリンピック大会又はパラリンピック大会に関して効力を有する決定の場合）
- (f) WADA

第13.2.2項に定められている事案の場合、WADA、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及びFIKは、国の上訴機関の決定に関して、CASに不服申立てを行う権利を有するものとする。不服申立てを行う当事者は、不服申立ての対象となる決定を下したアンチ・ドーピング機関からすべての関係情報を取得するためにCASからの支援を受けることができるものとし、

また、CASが命じた場合には当該情報は提供されるものとする。  
本規程の他の規定にかかわらず、暫定的資格停止について不服申立てを行うことができる人は、当該暫定的資格停止が課された、競技者又はその他の人に限られる。

#### 13.2.4 交差不服申立て及びその他認められる後続の不服申立て

世界規程に基づきCASに提起された事案における被不服申立人による交差不服申立てその他後続の不服申立ては、明示的に認められる。本第13条に基づき不服申立てを提起する権利を有する当事者は、遅くとも当該当事者の答弁時まで、交差不服申立て又は後続の不服申立てを提起しなければならない。

### 13.3 時機に後れた決定

個々の事案におけるアンチ・ドーピング規則違反の有無に関し、WADAが定めた合理的な期間内にFIKが決定を下さなかった場合には、WADAは、FIKがアンチ・ドーピング規則違反がないと判断する決定を下したものとして、CASに対して直接に不服申立てを行うことを選択できる。CASの聴聞パネルが、アンチ・ドーピング規則違反があり、かつ、WADAのCASに対する直接の不服申立ての選択が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての手續遂行に関するWADAの費用及び弁護士報酬は、FIKからWADAに対して償還されるものとする。

### 13.4 TUEに関連する不服申立て

TUE決定に対しては、第4.4項に定められているとおりにのみ、不服申立てを提起することができる。

### 13.5 不服申立決定の通知

不服申立ての当事者であるアンチ・ドーピング機関は、第14.2項に定めるとおり、試合者又はその他の人並びに第13.2.3項に基づき不服申立てを提起する権利を有する他のアンチ・ドーピング機関に、不服申立決定を速やかに提供するものとする。

### 13.6 第12条に従って下された決定に対する不服申立て

#### 意図的に空欄13.7 不服申立て提起の時期

##### 13.7.1 CASに対する不服申立て

CASに対する不服申立ての提起時期は、不服申立てを提起する当事者による決定の受領から**21日以内**とする。上記にかかわらず、不服申立て提起権者であるが、決定の不服申立てに至る手續の当事者ではなかった当事者による不服申立ての提起については、以下の事項が適用される。

- (a) 当該当事者は、決定の通知から**15日以内**に、決定を発行した組織に案件記録の写しを要求する権利を有する。
- (b) 当該要求が15日間の期間内になされた場合には、当該要求を行

った当事者は、記録を受領してから21日以内に、CASに不服申立てを提起する権利を有する。

上記にかかわらず、WADAの提起する不服申立ての提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを提起し得た最終日から21日後
- (b) 当該決定に関連する完全な記録のWADAによる受領から21日後

### 13.7.2 第13.2.2項に基づく不服申立て

国家のアンチ・ドーピング機関の規程に従って設立されている独立かつ公平な上訴機関に対する不服申立ての提起時期は、国家のアンチ・ドーピング機関の規程による。WADAの提起する不服申立て又は介入の提起期限は、下記のうちいずれか遅い方とする。

- (a) 当該事案における他の当事者が不服申立てを提起しえた最終日から21日後
- (b) 当該決定に関連する完全な記録のWADAによる受領から21日後

## 第14条 守秘義務及び報告

### 14.1 違反が疑われる分析報告、非定型報告、その他の主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報

#### 14.1.1 試合者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

試合者又はその他の人に対するアンチ・ドーピング規則違反の主張は、本規程第7条及び第14条に従い、当該試合者又はその他の人に通知するものとする。国あるいは連合の競技連盟の会員である試合者又はその他の人に対する通知は、国あるいは連合の競技連盟に対する通知の交付により達成されうる。

#### 14.1.2 各国の競技連盟及びWADAに対するアンチ・ドーピング規則違反の通知

アンチ・ドーピング規則違反の主張は、試合者又はその他の人に通知すると同時に、本規程第7条及び第14条に従い、試合者又はその他の人の各国の競技連盟及びWADAに通知するものとする。

#### 14.1.3 アンチ・ドーピング規則違反の通知の内容

第2.1項に基づくアンチ・ドーピング規則違反の通知には、試合者の氏名、出身国、競技及び種目、試合者の競技レベル、検査種別（競技会（時）検査又は競技会外の検査）、検体の採取日、分析機関が報告した分析結果、その他「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」により要請されている他の情報が含まれる。第2.1項以外のアンチ・ドーピング規則違反の通知には、違反された規則及び主張された違反の根拠の各情報が含まれる。

#### 14.1.4 状況の報告

第14.1.1項に従いアンチ・ドーピング規則違反の通知に至らなかったドーピング捜査に関わる場合を除き、*各国の競技連盟*及びWADAには、第7条、第8条又は第13条に基づき審査又は手続が実施される場合、その状況と結果に関する最新情報が定期的に提供され、また、書面による理由を付した説明文書又は事案の解決につき説明する決定が速やかに提供されるものとする。

#### 14.1.5 守秘義務

FIKが第14.3項に基づき義務付けられる一般開示を行うまで、又は、一般開示がなされないこととなるまでは、情報を受領した機関は、当該情報を知る必要がある人（国内オリンピック委員会、国の連盟および*地域連盟*及びチームスポーツにおけるチーム等の適切な人員を含む。）以外に当該情報を開示しないものとする。

FIKは、*違反が疑われる分析報告、非定型報告*その他主張されたアンチ・ドーピング規則違反に関する情報について、当該情報が第14.3項に従い一般開示されるまで機密として保持されることを確保するものとし、*FIK並びにその職員*（正社員であるか否かを問わない）、請負人、代理人、コンサルタントとの間において締結された契約において、当該機密情報の保護のための条項、並びに当該機密情報の不適切及び／又は不当な開示に関する調査及び規律に関する条項を含めるものとする。

### 14.2 アンチ・ドーピング規則違反決定の通知及びファイルに対する要請

14.2.1 第7.11項、第8.2項、第10.4項、第10.5項、第10.6項、第10.12.3項又は第13.5項に従い下されたアンチ・ドーピング規則違反の決定は、当該決定に至る完全な理由を含み、該当する場合には、賦課可能な制裁措置が最大限まで賦課されなかったことを正当化する理由も含むものとする。決定が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、*FIK*は当該決定及び決定を裏づける理由の英語又はフランス語での要約を提供するものとする。

14.2.2 第14.2.1項に従い受領した決定に不服申立てを提起する権利を有するアンチ・ドーピング機関は、受領後15日以内に、当該決定に関する完全な案件記録の写しを要請することができる。

### 14.3 一般開示

14.3.1 *FIK*からアンチ・ドーピング規則に違反したと主張されている*試合者*又はその他の人の身元は、第7.3項、第7.4項、第7.5項、第7.6項又は第7.7項に基づき当該*試合者*又はその他の人に対し、また、同時に、第14.1.2項に基づきWADA及び当該*試合者*又はその他の人の*各国のアンチ・ドーピング機関*に対し、そ

れぞれ通知がなされた後にはじめて、FIKIによって一般開示されること  
ができる。

- 14.3.2** 第13.2.1項若しくは第13.2.2項に基づく終局的不服申立決定のとき、当該不服申立ての放棄のとき、第8条に基づく聴聞を受ける権利の放棄のとき、又は主張されたアンチ・ドーピング規則違反に対して適切な時期に異議が唱えられなかったときから20日以内に、FIKIは、競技、違反の対象となったアンチ・ドーピング規則、違反をした**試合者**又はその他の人の氏名、関係する**禁止物質**又は**禁止方法**（もしあれば）及び課せられた**措置**を含む当該アンチ・ドーピング事案に関する処理について**一般報告**しなければならない。FIKIはまた、20日以内に、上記情報を含む、アンチ・ドーピング規則違反に関する終局的な不服申立ての決定の結果についても**一般報告**しなければならない。
- 14.3.3** 聴聞会又は不服申立ての後に**試合者**又はその他の人がアンチ・ドーピング規則に違反していない旨決定された場合には、当該決定は当該決定の対象となった**試合者**又はその他の人の同意がある場合にのみ一般開示される。FIKIは、当該同意を得るために合理的な努力を行うものとし、また、同意が得られた場合には、当該決定を完全な形で、又は**試合者**若しくはその他の人が認める範囲で編集した形で一般開示するものとする。
- 14.3.4** 開示は、少なくとも、要請された情報をFIKIのウェブサイトにおいて1ヶ月間又は**資格停止期間**の存続期間のいずれか長い方の期間、掲載することにより、行われるものとする。
- 14.3.5** FIKI若しくはFIKIに属する**国の連盟**、**地域連盟**又はそれらの役職員等は、アンチ・ドーピング規則違反が主張されている当該**試合者**若しくはその他の人又はその代理人に起因する公のコメントに対応する場合を除き、（手続及び科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事案における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。
- 14.3.6** 第14.3.2項において要請される義務的な**一般報告**は、アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判断された**試合者**又はその他の人が**18歳未満の者**の場合には要請されないものとする。**18歳未満の者**に関する事案における任意的な**一般報告**は、当該事案の事実及び状況に釣り合うものとする。

#### 14.4 統計数値の報告

FIKIは、少なくとも年1回、ドーピング・コントロール活動の全体的な統計数値の報告書を公表し、その写しをWADAに対して提出するものとする。FIKIは、各**検査**において**検査**を受けた各**競技者**の氏名及び**検査**の日付に関する報告書についても公表すること



ができる。

#### 14.5 ドーピング・コントロール情報に係るクリアリングハウス

FIKIは、複数のアンチ・ドーピング機関による検査配分計画の調整を促進すると共に、不要な検査重複を回避するために、ADAMSを使用して、当該試合者に関する競技会（時）検査及び競技会外の検査の内容を、検査実施後、できるだけ早期にクリアリングハウスたるWADAに対して報告するものとする。当該情報は、必要に応じて、該当規則に従い、試合者、試合者の各国の競技連盟、及び試合者に対して検査権限を有するその他アンチ・ドーピング機関に利用可能なものとされる。

#### 14.6 データプライバシー

14.6.1 FIKIは、WADA規程、国際基準（特に「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」を含む。）及び本規程に従い、各々のアンチ・ドーピング活動を遂行するのに必要かつ適切である場合には、試合者その他の人に関する個人情報を収集し、保管し、加工し、又は、開示することができる。

14.6.2 本規程に従い、情報（個人的データを含む）を人に提出する参加者は、「プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準」その他本規程を実施する上で必要であるところに従い、当該情報が当該人により収集、処理、開示及び使用されうる旨、適用のあるデータ保護法等に基づき、同意したものとみなされるものとする。

#### 第15条 決定の適用及び承認

15.1 WADA規程に適合し、かつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果、又は当該署名当事者によるその他の終局的な決定は、第13条が規定する不服申立ての権利を条件として、世界中で適用され、FIK並びにすべての国の連盟および地域連盟により承認され、尊重されるものとする。

15.2 FIK、及びFIKの属するすべての国の連盟または地域連盟は、WADA規程を受諾していないその他の機関が行った方法についても、当該機関の規則がWADA規程に適合している場合には、これを承認するものとする。

15.3 FIKによる本規程の違反に関する決定は、第13条が規定する不服申立ての権利を条件として、FIKに属するすべての国の連盟と地域連盟により承認され、これらの国の連盟と地域連盟は、当該決定を有効とさせるために一切の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第16条 FIKアンチ・ドーピング規程の採択と国および連合の競技連盟の義務

16.1 FIKに属するすべての国の連盟と地域連盟はFIKのアンチ・ドーピング規程を順守することとする。国の連盟と地域連盟およびその他のメンバーは、その規程の中に試合者（国内レベルの試合者を含む）がアンチ・ドーピングに関する規則を順守するよう規

定する条項を含むこととする。FIKのアンチ・ドーピング規程はすべての国の連盟と地域連盟の規程の中に直接的あるいは引用により取り込まれ、すべての国の連盟と地域連盟がその試合者（国内レベルの試合者を含む）にアンチ・ドーピングに関する規則を守らせるようにすることとする。

- 16.2 すべての国の連盟と地域連盟は、すべての試合者とコーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、役員、医師あるいはパラメディカルスタッフとして参加する試合者補助者が、国の連盟と地域連盟あるいはその所属連盟が認可あるいは主催する試合あるいは競技活動において、FIKのアンチ・ドーピング規程を守るように規則を作り、その結果をWADA規程に規定される国家のアンチ・ドーピング機関に報告することとする。
- 16.3 すべての国の連盟と地域連盟は、ドーピング規則違反があった場合にはFIKと国家のアンチ・ドーピング機関に報告し、当該アンチ・ドーピング機関が権限をもって捜査を行うために協力するものとする。
- 16.4 すべての国の連盟と地域連盟は、FIKあるいは国と地域の競技連盟の管轄のもとに、試合者補助者が試合者を補助するために正当な理由なく禁止物質や禁止方法を使用することを禁止する規則を作ることとする。
- 16.5 すべての国の連盟と地域連盟は、それぞれの国家のアンチ・ドーピング機関と協力をしてアンチ・ドーピング教育を行うこととする。

## 第17条 時効

アンチ・ドーピング規則違反が発生したと主張された日から10年以内に、試合者又はその人が第7条の定めに従いアンチ・ドーピング規則違反の通知を受けなかった場合、又は通知の付与が合理的に試みられなかった場合には、当該試合者又はその他の人に対してアンチ・ドーピング規則違反の手続は開始されないものとする。

## 第18条 FIKによる遵守状況に関するWADAへの報告

FIKは、WADA規程第23.5.2項に従って、FIKによるWADA規程の遵守状況について報告することとする。

## 第19条 教育

FIKは、少なくともWADA規程第18.2項において列挙されている事項について、ドーピングのないスポーツのための情報、教育、予防プログラムを計画し、実施し、評価し、監督するものとし、試合者及び試合者補助者による当該プログラムへの積極的な参加を支援するものとする。

## 第20条 本規程の改正及び解釈

20.1 本規程は、FIKがこれを随時改正することができる。

- 20.2** 本規程は独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、既存の法令を参照して解釈されないものとする。
- 20.3** 本規程の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、本規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。
- 20.4** WADA規程及び国際基準は本規程の不可分一体の部分として扱われるものとし、齟齬がある場合には本規程に優先するものとする。
- 20.5** 本規程はWADA規程の適用条項に従い採択されたものであり、世界規程の適用条項に  
—  
致する形で解釈されるものとする。序論は本規程の不可分の一部として扱われるものとする。
- 20.6** WADA規程の各条項に付されている解説は、本規程の解釈に使用されるものとする。
- 20.7** 本規程は2015年1月1日（以下「効力発生日」という。）付けで完全に効力を生じた。本規程は効力発生日に先立ち係争の対象となった事項には遡及的に適用されない。但し、以下を例外とする。
- 20.7.1** 効力発生日に先立ち発生したアンチ・ドーピング規則違反は、効力発生日の後に発生した違反のために第10条に基づき制裁を決定する上で、「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。
- 20.7.2** 第10.7.5項に基づく複数回の違反の認定において従前の違反が考慮される際の遡及的期間及び第17条に定める時効は、いずれも手続的規則であり、遡及的に適用されるべきである。但し、第17条は、時効期間が効力発生日までに既に満了していない場合に限り、遡及的に適用されるべきである。このほか、効力発生日において係争中であるアンチ・ドーピング規則違反の事案、及び効力発生日前に発生したアンチ・ドーピング規則違反に基づき効力発生日の後に提起されたアンチ・ドーピング規則違反の事案につき、当該事案は、当該事案を聴聞するパネルが当該事案の状況の下において「寛大な法（lex mitior）」の原則が適切に該当する旨判断する場合を除き、主張されるアンチ・ドーピング規則違反が発生した時点において効力を有する実体的なアンチ・ドーピング規則に準拠するものとする。
- 20.7.3** 効力発生日に先立つ第2.4項の居場所情報関連義務違反（「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」において定義されるところの居場所情報提出義務違反又は検査未了のいずれかであるかを問わない。）は、その消滅までは「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」に従ってこれについての手続を進

め、かつ、これに依拠することが可能であるが、当該違反の発生から12ヶ月後に消滅したものとみなされるものとする。

**20.7.4** アンチ・ドーピング規則違反の存在を認める終局的決定が効力発生日に先立ち交付されたものの、*試合者*又はその他の人が効力発生日において未だ資格停止期間に服している事案については、*試合者*又はその他の人は、本規程に照らして資格停止期間の軽減の検討を受けることを求めて、当該アンチ・ドーピング規則違反について結果管理責任を負うアンチ・ドーピング機関に申請を行うことができる。当該申請は資格停止期間が終了する前に行われなければならない。下された決定に対しては、第13.2項に従いこれに不服申立てを提起することができる。本規程は、アンチ・ドーピング規則違反の存在を認めた終局的決定が下され、資格停止期間が終了した事案に対しては適用されないものとする。

**20.7.5** 第10.7.1項に基づく2回目の違反につき資格停止期間を賦課する上では、1回目の違反の制裁が効力発生日前に効力を有していたルールに基づき決定された場合には、本規程が適用可能であったならば1回目の違反について賦課されていたであろう資格停止期間が適用されるものとする。

## **第21条 WADA規程の解釈**

**21.1** WADA規程の正文はWADAが維持するものとし、英語及びフランス語で公表されるものとする。英語版とフランス語版との間に矛盾が生じた場合、英語版が優先するものとする。

**21.2** WADA規程の各条項に付されている解説は、WADA規程の解釈に使用されるものとする。

**21.3** WADA規程は独立かつ自立した文書として解釈されるものとし、署名当事者又は各国政府の既存の法令を参照して解釈されないものとする。

**21.4** WADA規程の各部及び各条項の見出しは、便宜上のものであって、WADA規程の実体規定の一部とはみなされず、また、当該見出しが言及する規定の文言に対して影響するものであるとはみなされない。

**21.5** WADA規程は、署名当事者によって受諾され、当該署名当事者の規則にて実施される以前から審理中の事案に対し、遡及して適用されない。但し、WADA規程以降に発生した違反について第10条に基づいて制裁措置を認定する場合には、WADA規程以前におけるアンチ・ドーピング規則違反も「1回目の違反」又は「2回目の違反」として数えられる。

- 21.6 「世界アンチ・ドーピング・プログラム及びWADA規程の目的、範囲及び構成」、「付属文書1ー定義」及び「付属文書2ー第10条の適用例」は、WADA規程の不可分の一部として扱われる。

## 第22条 試合者及び試合者補助者の役割と責務

### 22.1 試合者の役割と責務

- 22.1.1 本規程に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範及び規則をすべて理解し、遵守すること。
- 22.1.2 いつでも検体採取に応じること。
- 22.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと。
- 22.1.4 禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという義務を負っていることを医療従事者に対して自らが伝達するとともに、自らが受ける医療処置についても、本規程に基づき導入されたアンチ・ドーピング規範及び規則に対する違反に該当しないようにすること。
- 22.1.5 自身が過去10年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定をFIK及び関連する各国の競技連盟に開示すること。
- 22.1.6 アンチ・ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

### 22.2 試合者補助者の役割及び責務

- 22.2.1 本規程に盛り込まれたアンチ・ドーピング規範及び規則をすべて理解し、遵守すること。
- 22.2.2 試合者の検査プログラムに協力すること。
- 22.2.3 ドーピングを行わない態度を醸成するために、試合者の価値観及び行動に対し自らの影響力を行使すること。
- 22.2.4 試合者補助者が過去10年間の間にアンチ・ドーピング規則違反を行った旨の非署名当事者による発見の決定をFIK及び関連する各国の競技連盟に開示すること。
- 22.2.5 アンチ・ドーピング捜査を実施するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- 22.2.6 試合者補助者は、正当な理由なく禁止物質又は禁止方法を使用し又は保有しないものとする。

## 付属文書 1 定義（アイウエオ順）

「**ADAMS**」とはアンチ・ドーピング管理運営システムであり、データ保護に関する法とあいまって、関係者及びWADAのアンチ・ドーピング活動を支援するように設計された、データの入力、保存、共有、報告をするためのウェブ上のデータベースによる運営手段をいう。

「**アンチ・ドーピング機関**」とは、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、又は執行に関する規則を採択する責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の自己の競技大会において検査を実施する主要競技大会機関、WADA、国際競技連盟、*国家のアンチ・ドーピング機関*が挙げられる。

「**アスリート・バイオロジカル・パスポート**」とは、「*検査及びドーピング捜査に関する国際基準*」及び「*分析機関に関する国際基準*」において記載される、データを収集及び照合するプログラム及び方法をいう。

「**アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告**」とは、該当する国際基準において、アスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく非定型報告として記載される報告をいう。

「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」（「**措置**」）とは、*試合者*又はその他の人がアンチ・ドーピング規則違反を行った場合に、次に掲げるもののうちの一又は二以上の措置が講じられることをいう。(a)「**失効**」とは、特定の*試合*又は競技大会における*試合者*の成績が取り消されることをいい、その結果として、獲得されたメダル、得点、及び褒賞の剥奪を含む**措置**が課される。(b)「**資格停止**」とは、一定期間にわたって、*試合者*又はその他の人に対して、アンチ・ドーピング規則違反を理由として、第10.12.1項の規定のとおり、*試合*若しくはその他の活動への参加が禁止され、又は資金拠出が停止されることをいう。(c)「**暫定的資格停止**」とは、第8条の規定に従って開催される聴聞会において終局的な判断が下されるまで、*試合者*又はその他の人による*試合*への参加又は活動が暫定的に禁止されることをいう。(d)「**金銭的措置**」とは、アンチ・ドーピング規則違反を理由として賦課される金銭的制裁措置、又はアンチ・ドーピング規則違反に関連する費用回収をいう。(e)「**一般開示**」又は「**一般報告**」とは、一般公衆又は第14条に基づき早期通知の権利を有する人以外の人に対する情報の拡散又は伝達をいう。チームスポーツにおけるチームもまた、WADA規程第11条に定めるとおり措置に服する場合がある。

「**一般開示**」又は「**一般報告**」については、上記の「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」を参照すること。

「**違反が疑われる分析報告**」とは、WADA認定分析機関又は「*分析機関に関する国際基準*」及びこれに関連するテクニカルドキュメントに適合するWADA承認分析機関からの報告のうち、**禁止物質**又はその**代謝物**若しくは**マーカー**の存在（内因性物質の量的増大を含む。）が検体におい

て確認されたもの、又は禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

「インディペンデント・オブザーバー・プログラム」とは、オブザーバー・チームが、WADAの監督下で、特定の競技大会におけるドーピング・コントロールの過程を監視し、ドーピング・コントロールの過程について助言を提供し、監視事項に関して報告を行うことをいう。

「FIK」は国際剣道連盟をさす。

「汚染製品」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

「過誤」とは、義務の違反又は特定の状況に対する適切な注意の欠如をいう。試合者又はその他の人の過誤の程度を評価するにあたり考慮すべき要因は、例えば、当該試合者又はその他の人の経験、当該試合者又はその他の人が18歳未満の者であるか否か、障がい等の特別な事情、当該試合者の認識すべきであったリスクの程度、並びに認識されるべきであったリスクの程度との関係で当該試合者が払った注意の程度及び行った調査を含む。試合者又はその他の人の過誤の程度を評価する場合に考慮すべき事情は、試合者又はその他の人による期待される行為水準からの乖離を説明するにあたり、具体的で、関連性を有するものでなければならない。そのため、例えば、試合者が資格停止期間中に多額の収入を得る機会を失うことになるという事実や、試合者に自己のキャリア上僅かな時間しか残されていないという事実、又は競技カレンダー上の時期は、第10.5.1項又は第10.5.2項に基づき資格停止期間を短縮するにあたり関連性を有する要因とはならない。

「過誤又は過失がないこと」とは、試合者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該試合者が証明した場合をいう。18歳未満の者の場合を除き、第2.1項の違反につき、試合者は禁止物質がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

「禁止表」とは、禁止物質及び禁止方法を特定した表をいう。

「禁止方法」とは、禁止表に記載された方法をいう。

「禁止物質」とは、禁止表に記載された物質又は物質の分類をいう。

「金銭的措置」について、上記の「アンチ・ドーピング規則違反の措置」を参照すること。

「競技会（時）」とは、試合者が参加する予定の試合の12時間前に開始され、当該試合及び試合に関係する検体採取過程の終了までの期間をいう。

「**競技会外**」とは、**競技会（時）**以外の期間をいう。

「**競技大会**」とは、単一の所轄組織の下で実施される一連の個別**競技会**のことをいう（例、オリンピック大会、FINA世界選手権大会、パンアメリカン大会）。

「**競技大会会場**」とは、**競技大会**の所轄組織により指定された会場をいう。

「**競技大会の期間**」とは、**競技大会**の所轄組織により定められた、**競技大会**の開始と終了の間の時間をいう。

「**国のアンチ・ドーピング機関**」とは、各国において、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体採取の指示、検査結果の管理並びに聴聞会の実施に関して第一位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。関連当局によって当該指定が行われなかった場合には、当該国の国内オリンピック委員会又はその指定を受けた者が国内アンチ・ドーピング機関となる。

「**国の競技大会**」とは、**国際レベルの試合者**又は**国内レベルの試合者**が参加する**競技大会**又は**競技会**のうち**国際競技大会**に該当しないものをいう。

「**国の競技連盟**」とは、国内又は地域の実体であって、**FIK**のメンバーであり、又は当該国若しくは地域における**FIK**の競技を支配している実体として**FIK**により承認されている実体をいう。

「**国のオリンピック委員会**」とは、国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内競技連合が国内オリンピック委員会のアンチ・ドーピングの分野における典型的な責任を負う国においては、オリンピック委員会は、当該国内競技連合を含むものとする。

「**企て**」とは、アンチ・ドーピング規則違反に至ることが企図される行為の過程における実質的な段階を構成する行動に意図的に携わることを用いる。但し、企てに関与していない第三者によって察知される前に人が当該企てを放棄した場合には、違反を行おうとした当該違反の企てのみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。

「**厳格責任**」とは、アンチ・ドーピング規則違反を立証するためには**アンチ・ドーピング機関**が**試合者側の使用**に関する意図、過誤、過失又は使用を知っていたことを立証しなくてもよいとする第2.1項及び第2.2項に基づく法理をいう。

「**検査**」とは、**ドーピング・コントロール**の過程のうち、**検査配分計画**の立案、**検体**の採取、**検体**の取扱い並びに分析機関への**検体**の輸送を含む部分をいう。「**検査対象者登録リスト**」とは、国際競技連盟又は各国**アンチ・ドーピング機関**の**検査配分計画**の一環として、重点的な**競技会（時）**検査及び**競技会外**の検査の対象となり、またそのため第5.6項及び「**検査及びドーピング捜査に関する国際基準**」に従い居場所情報を提出することを義務付けられる、国際競技連盟が**国際レベルの試合者**として、また各国**アンチ・ドーピング機関**が**国内レベルの試合者**として各々定



めた、最優先の**試合者群**のリストをいう。

「**検体**」又は「**標本**」とは、**ドーピング・コントロール**において採取された生体物質をいう。

[解説: 一定の宗教的又は文化的集団においては、血液検体の採取は信条に反すると主張されることがあるが、当該主張には根拠がないものとされている。]

「**国際レベルの試合者**」とは世界剣道選手権大会で競技する**試合者**をいう。

「**国際基準**」とは、**WADA規程**を支持する目的でWADAによって採択された基準をいう。

(他に採りうる基準、慣行又は手続とは対立するものとして)国際基準を遵守しているというためには、国際基準に定められた手続を適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準は、国際基準に基づき公表されたテクニカルドキュメントを含むものとする。

「**国際競技大会**」とは、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関又はその他の国際的スポーツ団体が当該競技大会の所轄組織であるか、又は当該競技大会に関してテクニカルオフィシャルを指名している**競技大会**又は**競技会**をいう。

「**国内レベルの試合者**」とは、「**検査及びドーピング捜査に関する国際基準**」に適合する、**国家のアンチ・ドーピング機関**が定義する、**国内レベル**で競技する**試合者**をいう。

「**個人スポーツ**」とは、**チームスポーツ**以外の**スポーツ**をいう。

「**参加者**」とは、**試合者**又は**試合者補助者**をいう。

「**暫定聴聞会**」とは、第7.9項との関係において、第8条に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、**試合者**に対して通知を交付し書面又は口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

「**暫定的資格停止**」については、上記の「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」を参照すること。

「**試合**」とは、一つの管轄団体が行う一連の**試合**のことをいう。

「**試合者**」とは、**国際レベル**又は**国内レベル**(定義については各国内アンチ・ドーピング機関が定める。)の**スポーツ**において**試合**するすべての人をいう。**アンチ・ドーピング機関**は、**国際レベルの試合者**又は**国内レベルの試合者**のいずれでもない**試合者**につき、**アンチ・ドーピング規則**を適用することによりこれらの者を「**試合者**」の定義に含める裁量を有する。**国際レベルの試合者**又は**国内レベルの試合者**のいずれでもない**試合者**につき、**アンチ・ドーピング機関**は以下の事項を行う選択権を有する。限定した**検査**を行い若しくは**検査**を行わないこと、すべての**禁止物質**を対象として網羅的に分析するのではなく、その一部について**検体分析**を行うこと、限定的な居場所情報を要請し若しくは居場所情報を要請しないこと、又は事前の**TUE**を要請しないこと。但し、**アンチ・ドーピング機関**が、**国際レベル**又は**国内レベル**に至らずに**試合**する**試合者**につき権

限を有し、当該**試合者**が第2.1項、第2.3項又は第2.5項のアンチ・ドーピング規則違反を行った場合には、*世界規程*に定める措置（但し、第14.3.2項を除く）が適用されなければならない。第2.8項及び第2.9項並びにアンチ・ドーピング情報及び教育との関係では、*世界規程*を受諾している**署名当事者**、政府その他のスポーツ団体の傘下において**試合**に参加する人は、**試合者**に該当する。

「**試合者補助者**」とは、スポーツ競技会に参加し、又はそのための準備を行う**試合者**と共に行動し、治療を行い、又は支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ、オフィシャル、医療従事者、親又はその他の人をいう。

「**CAS**」とは、スポーツ仲裁裁判所をいう。

「**資格停止**」については、上記の「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」を参照すること。

「**失効**」については、上記の「**アンチ・ドーピング規則違反の措置**」を参照すること。

「**実質的な支援**」；第10.6.1項との関係において、実質的な支援を提供する人は、(1)自己が保有するアンチ・ドーピング規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2)アンチ・ドーピング機関又は聴聞パネルからの要求がある場合には、例えば、聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する事案のドーピング捜査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続が開始された事案の重大な部分を構成するものでなければならず、仮に手続が開始されていない場合には、手続の開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

「**18歳未満の者**」とは、18歳に達していない自然人をいう。

「**重大な過誤又は過失がないこと**」とは、**試合者**又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、**過誤**又は**過失**がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該**試合者**又はその他の人の**過誤**又は**過失**が重大なものではなかった旨を証明した場合をいう。18歳未満の者の場合を除き、第2.1項の違反につき、**試合者**は**禁止物質**がどのように自らの体内に入ったかについても証明しなければならない。

「**主要競技大会機関**」とは、国内オリンピック委員会の大陸別連合及びその他の複数のスポーツを所轄する国際的な機関であって、大陸、連合又はその他の国際**競技大会**の所轄組織として機能する機関をいう。

「**使用**」とは、いずれの**禁止物質**又は**禁止方法**において、手段を問わず、これを利用し、塗布し、服用し、注入し若しくは摂取することをいう。

「**署名当事者**」とは、*WADA規程*の第23条に定めるとおり、*WADA規程*に署名し、*WADA規程*を遵守することに同意した団体をいう。

「**地域アンチ・ドーピング機関**」とは、国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域を調整し、管理する、加盟国の指定する地域的団体をいう。国内アンチ・ドーピング・プログラムにつき委託された領域とは、アンチ・ドーピング規則の採択及び実施、検体の計画及び採取、結果の管理、TUEの審査、聴聞会の実施、並びに地域レベルにおける教育プログラムの実施を含みうる。「**代謝物**」とは、生体内変化の過程により生成された物質をいう。

「**チームスポーツ**」とは、試合中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

「**TUE**」とは、第4.4項に記載される、治療使用特例をいう。

「**TUE委員会**」とは、FIKIにより設立されたTUE委員会をいう。

「**特定物質**」については、第4.2.2項を参照すること。

「**特定対象検査**」とは、「**検査及びドーピング捜査に関する国際基準**」に定める基準に基づき、検査のために特定の**試合者**を抽出することをいう。

「**ドーピング・コントロール**」とは、居場所情報の提出、検体の採取及び取扱い、分析機関における分析、TUE、結果の管理並びに聴聞会を含む、**検査配分計画の立案から、不服申立ての最終的な解決までのすべての段階及び過程**をいう。

「**非定型報告**」とは、違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」又はこれに関連するテクニカルドキュメントに規定された更なるドーピング捜査を要求する旨の、WADA認定分析機関又はその他のWADA承認分析機関からの報告をいう。

「**人**」とは、自然人、又は組織その他の団体をいう。

「**不正取引**」とは、アンチ・ドーピング機関の管轄に服する**試合者**、**試合者補助者**又はその他の人が、第三者に対し、（物理的方法、電子的方法その他方法を問わず）**禁止物質**又は**禁止方法**を販売、供与、輸送、送付、配送又は頒布すること（又は当該目的のために保有すること）をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために**使用された禁止物質**に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該**禁止物質**が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることにつき状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、**競技会外の検査**において禁止されない**禁止物質**に関する行為を含まないものとする。「**投与**」とは、他の人による、**禁止物質**又は**禁止方法**の、提供、供給、管理、促進、その他**使用**又は**使用の企て**への参加をいう。但し、当該定義は、真正かつ適法な治療目的その他認められる正当理由のために**使用された禁止物質**又は**禁止方法**に関する誠実な医療従事者の行為を含まないものとし、又、当該**禁止物質**が真正かつ適法な治療目的のために意図されたものでないこと若しくは競技力を向上させるために意図されたものであることについて状況全体から立証された場合を除き、当該定義は、**競技会外の検査**において禁止されない**禁止物質**に関する行為を含まないものとする。

「**不当な改変**」とは、不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること、又は、結果の変更若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わることを用いる。

「**保有**」とは、実際に物理的に保有している状態、又は擬制保有をいう（これに該当するものは、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼし、又は支配を及ぼすことを意図している場合に限られる。）。但し、**禁止物質**若しくは**禁止方法**に対して、又は**禁止物質**若しくは**禁止方法**が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、当該人が**禁止物質**又は**禁止方法**の存在を知っており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があった場合のみが擬制保有に該当する。但し、人が、アンチ・ドーピング規則に違反した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、アンチ・ドーピング機関に対する明確な表明により、**保有**の意思がなく、**保有**を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該**保有**のみを根拠としてアンチ・ドーピング規則違反があったことにはならない。本定義における異なる記載にかかわらず、**禁止物質**又は**禁止方法**の購入（電子的その他の方法を含む）は、当該購入者による**保有**を構成する。

「**マーカー**」とは、化合物、化合物の集合体又は生物学的変数であって、**禁止物質**又は**禁止方法**の使用を示すものをいう。

「**ユネスコ国際規約**」とは、2005年10月19日のユネスコ総会の第33回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約並びに同規約の締約国及びスポーツにおけるドーピング防止に関する締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

「**連合**」とは、*FIK*が認めた国内競技連盟群をいう

「**WADA**」とは、世界アンチ・ドーピング機構をいう。

「**WADA規程**」とは、世界アンチ・ドーピング規程をいう。

## 付属文書2 - 第10条の適用例

### 例1

事案：違反が疑われる分析報告が、競技会（時）検査における蛋白同化ステロイドの存在（第2.1項）によりなされ、試合者によるアンチ・ドーピング規則違反の速やかな自認、試合者による重大な過誤又は過失がないことの立証、及び試合者による実質的な支援の提供があった。

#### 措置の適用：

1. まず、第10.2項が適用される。なぜなら、アンチ・ドーピング規則違反が意図的でなかったことを示す十分な裏づけ証拠となる、重大な過誤がないとみなされるからであり（第10.2.1.1項及び第10.2.3項）、その結果、資格停止期間は4年間ではなく2年間となる（第10.2.2項）。
2. 第2段階として、パネルは、過誤に関連する軽減（第10.4項及び第10.5項）の適用の可否を分析する。蛋白同化ステロイドは特定物質ではないことから、重大な過誤又は過失がないこと（第10.5.2項）に基づき、適用される制裁措置の範囲は2年から1年（2年間の制裁措置の半分を下限とする）の幅に軽減される。その後、パネルは試合者の過誤の程度に基づき、当該幅の間で、適用されるべき資格停止期間を決定する（説明目的のため、この例では、パネルは16ヶ月間の資格停止期間を賦課すると仮定する。）。
3. 第3段階として、パネルは第10.6項（過誤に関連しない軽減）に基づく猶予又は短縮の可能性を査定する。この例の場合には、第10.6.1項（実質的な支援）のみが適用される（資格停止期間は既に第10.6.3項に定める下限の2年を下回るため、第10.6.3項（速やかな自認）は適用されない。）。実質的な支援に基づき、資格停止期間は16ヶ月間の4分の3まで猶予されうる。そのため、この例における最短の資格停止期間は4ヶ月間となる（説明目的のため、この例では、パネルは10ヶ月間猶予し、資格停止期間は6ヶ月間とすると仮定する。）。
4. 第10.11項に基づき、資格停止期間は原則として終局的な聴聞会の決定の日付より開始する。但し、試合者がアンチ・ドーピング規則違反を速やかに自認したことを理由として、資格停止期間は最も早くて検体採取の日より開始することも可能であるが、いかなる場合においても試合者は聴聞会の決定の日付（第10.11.2項）から、資格停止期間の少なくとも半分の期間は（本例においては、3ヶ月間）服さなければならない。
5. 違反が疑われる分析報告（の対象となる違反行為）が競技会で行われたため、パネルは当該競技会で得られた結果を自動的に失効させなければならない（第9条）。
6. 第10.8項に従い、検体採取の日の後、資格停止期間の開始までに得られた競技者のすべての結果も、公平性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効する。
7. 各制裁措置の義務事項であるため（第10.13項）、第14.3.2項に言及される情報は、競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない。

8. 競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限の下にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない(第10.12.1項)。但し、競技者は、(a) 競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(b) 賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間(第10.12.2項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は署名当事者若しくはその他関係当事者の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。したがって、競技者は資格停止期間の終わる1ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められることになる。

## 例2

事案：違反が疑われる分析報告が、競技会(時)検査における特定物質である興奮薬の存在(第2.1項)によりなされた。競技者が意図的にアンチ・ドーピング規則違反を行ったことがアンチ・ドーピング機関により立証可能であり、競技者が競技力に関連性のない理由により禁止物質を競技会外で使用したことが立証不可能である。競技者は主張されたアンチ・ドーピング規則違反を速やかに自認せず、競技者が実質的な支援を提供した。

### 措置の適用：

1. まず、第10.2項が適用される。アンチ・ドーピング機関は、アンチ・ドーピング規則違反が意図的に行われた旨を立証でき、競技者は、物質が競技会外で認められており、禁止物質の使用が競技者の競技力との関連性を有していなかった旨を立証できないため(第10.2.3項)、資格停止期間は4年間となる(第10.2.1.2項)。
2. 違反が意図的であったため、過誤の有無に関連する軽減の余地はない(第10.4項及び第10.5項は適用されない)。実質的な支援に基づき、制裁措置の猶予の上限は4年間の4分の3となりうる。そのため、最短の資格停止期間は1年となる。
3. 第10.11項に基づき、資格停止期間は聴聞会の終局的な決定の日より開始する。
4. 違反が疑われる分析報告(の対象となる違反行為)が競技会で行われたため、パネルは当該競技会で得られた結果を自動的に失効させる。
5. 第10.8項に従い、検体採取の日の後、資格停止期間の開始までに得られた競技者のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効する。
6. 各制裁措置の義務事項であるため、第14.3.2項に言及される情報は、競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない(第10.13項)。
7. 競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限の下にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない(第10.12.1項)。但し、競技者は、(a) 競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(b) 賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間(第10.12.2項)のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は署名当事者若しくはその他関係当事者の加盟クラブ若しくは他の加盟機関の施設を利

用するために、復帰することができる。よって、*競技者は資格停止期間の終わる2ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。*

### 例3

事案：違反が疑われる分析報告が、*競技会外の検査における蛋白同化ステロイドの存在（第2.1項）*によりなされた。*競技者による重大な過誤又は過失のないことが立証され、また違反が疑われる分析報告が汚染製品より生じたことが競技者により立証された。*

#### 措置の適用：

1. まず、第10.2項が適用される。なぜなら、*競技者は、例えば、汚染製品の使用において重大な過誤がなかったというように、アンチ・ドーピング規則違反を意図的に行っていないことを裏づけ証拠により立証することができるからであり（第10.2.1.1項乃至第10.2.3項）、資格停止期間は2年間となる（第10.2.2項）。*
2. 第2段階として、パネルは軽減の可否を判断する上で過誤に関連する可能性を分析する（第10.4項乃至第10.5項）。*競技者は、アンチ・ドーピング規則違反が汚染製品により発生し、自らが第10.5.1.2に基づき重大な過誤又は過失なく行動したことを立証することができるため、資格停止期間の適用範囲は2年間から譴責の幅に軽減される。パネルは競技者の過誤の程度に従い、当該範囲内において資格停止期間を決定する（説明目的のため、この例では、パネルは4ヶ月の資格停止期間を賦課すると仮定する。）。*
3. 第10.8項に従い、*検体採取の日の後、資格停止期間の開始までに得られた競技者のすべての結果は、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効する。*
4. 各制裁措置の義務事項であるため、第14.3.2項に言及される情報は、*競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない（第10.13項）。*
5. *競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限の下にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる立場においても参加してはならない（第10.12.1項）。但し、競技者は、(a)競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(b)賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間（第10.12.2項）のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は署名当事者若しくはその他関係当事者のクラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、競技者は資格停止期間の終わる1ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。*

### 例4

事案：違反の疑われる分析報告がなされず、又はアンチ・ドーピング規則違反に問われていない*競技者が、競技力向上のために蛋白同化ステロイドを使用したことを自発的に自認し、実質的支援も提供した。*

措置の適用：

1. 違反が意図的であったため、第10.2.1項が適用され、賦課される基本的な資格停止期間は4年間である。
2. 過誤に関連する資格停止期間の軽減が適用される余地はない（第10.4項及び第10.5項は適用されない）。
3. 競技者の自発的な自認（第10.6.2項）のみに基づき、資格停止期間は4年間の半分を上限として短縮されうる。競技者の実質的な支援（第10.6.1項）のみに基づき、資格停止期間は4年間の4分の3を上限として猶予されうる。第10.6.4項に基づき、自発的自認及び実質的な支援を共に考慮すると、制裁措置が短縮又は猶予されうるのは4年間の4分の3が上限である。よって、最短の資格停止期間は1年となる。
4. 資格停止期間は原則として、聴聞会の終局的な決定の日より開始する（第10.11項）。もし、自発的自認が資格停止期間の短縮の要素とされたのであれば、第10.11.2項に基づく資格停止期間の早期開始は認められない。同条項は、競技者が同じ事実関係により二重に恩恵を受けることのないよう定められている。但し、資格停止期間が実質的な支援のみに基づき猶予された場合には、第10.11.2項は依然として適用することができ、資格停止期間は、競技者による蛋白同化ステロイドの最終の使用の時点より開始する。
5. 第10.8項に従い、検体採取の日の後、資格停止期間の開始までに得られた競技者のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効する。
6. 各制裁措置の義務事項であるため、第14.3.2項に言及される情報は、競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない（第10.13項）。
7. 競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限の下にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる資格においても参加してはならない（第10.12.1項）。但し、競技者は、(a) 競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(b) 賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間（第10.12.2項）のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために又は署名当事者若しくはその他関係当事者のクラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、競技者は資格停止期間の終わる2ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

例5

事案：試合者補助者が、競技者を虚偽の名前のもと競技会に参加させることにより、当該競技者に賦課された資格停止期間を回避することを助けた。当該試合者補助者は、アンチ・ドーピング機関によりアンチ・ドーピング規則違反の通知を受ける前に、当該アンチ・ドーピング規則違反を自発的に認めた（第2.9項）。



措置の適用：

1. 第10.3.4項に基づき、資格停止期間は、違反の重大性により、2年間乃至4年間となる（説明目的のため、この例では、パネルは3年間の資格停止期間を賦課すると仮定する。）。
2. 意図が第2.9項におけるアンチ・ドーピング規則違反の要素であるため、過誤の有無に関連する軽減の余地はない（WADA規程第10.5.2項の解説を参照すること）。
3. 第10.6.2項に基づき、自認が唯一の信頼性のある証拠である場合には、資格停止期間は半分に短縮することができる（説明目的のため、この例では、パネルは18ヶ月間の資格停止期間を賦課すると仮定する。）。
4. 各制裁措置の義務事項であるため、第14.3.2項に言及される情報は、競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない（第10.13項）。

#### 例6

事案：競技者が初めてのアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁措置として14ヶ月間の資格停止期間の措置を受けたが、そのうち4ヶ月間は実質的な支援を理由に猶予された。今般、当該競技者は、競技会（時）検査において特定物質には該当しない興奮薬が存在した結果として、第二回目のアンチ・ドーピング規則違反を行った（第2.1項）。当該競技者は、重大な過誤又は過失がないことを立証するとともに、実質的な支援を提供した。これが初回の違反であったならば、パネルは競技者に対し16ヶ月間の資格停止期間の制裁措置を賦課し、実質的な支援を理由として6ヶ月間猶予したであろうと仮定する。

措置の適用：1. 第10.7.4.1項及び第10.7.5項が適用されるため、第10.7項が第二回目のアンチ・ドーピング規則違反に適用される。

2. 第10.7.1項に基づき、資格停止期間は以下のうち最も長い期間となる。

(a) 6ヶ月間

(b) 第10.6項に基づく短縮を考慮せずに初回のアンチ・ドーピング規則違反につき賦課された資格停止期間の半分（この例では、14ヶ月の半分、即ち7ヶ月間となる）、又は

(c) 第10.6項に基づく短縮を考慮せずに、初回の違反であるかの如く取り扱われた第二回目のアンチ・ドーピング規則違反に別途適用される資格停止期間の2倍（この例では、16ヶ月間の2倍、即ち32ヶ月間となる）。よって、第二回目の違反の資格停止期間は、(a)、(b)及び(c)のうち最も長い期間となり、それは32ヶ月間の資格停止期間となる。

3. 次の段階では、パネルは第10.6項（過誤に関連性を有しない短縮）に基づく猶予又は短縮の可能性を査定する。第二回目の違反の場合には、第10.6.1項（実質的な支援）のみが適用される。実質的な支援を理由として、資格停止期間は32ヶ月間の4分の3を猶予されうる。そのため、最

短の資格停止期間は8ヶ月間となる（説明目的のため、この例では、パネルが実質的な支援を理由に資格停止期間のうち8ヶ月間分を猶予し、その結果として賦課された資格停止期間を2年間に短縮すると仮定する。）。

4. 違反が疑われる分析報告（の対象となる違反行為）が競技会で行われたため、パネルは当該競技会で得られた結果を自動的に失効させる。

5. 第10.8項に従い、検体採取の日の後、資格停止期間の開始までに得られた競技者のすべての結果も、公平性の観点から別途要請される場合を除き、失効する。

6. 各制裁措置の義務事項であるため、第14.3.2項に言及される情報は、競技者が18歳未満の者である場合を除き、一般開示されなければならない（第10.13項。）。

7. 競技者は、当該競技者の資格停止期間中、署名当事者又はその関係当事者の権限にある、競技会その他スポーツ関連活動に、いかなる資格においても参加してはならない（第10.12.1項）。但し、競技者は、(a)競技者の資格停止期間の最後の2ヶ月間、又は(b)賦課された資格停止期間の最後の4分の1の期間（第10.12.2項）のいずれか短い方の間、チームとトレーニングするために、又は、署名当事者若しくはその関係当事者のクラブ若しくは他の加盟機関の施設を利用するために、復帰することができる。よって、競技者は資格停止期間の終わる2ヶ月前に、トレーニングに復帰することが認められる。

\* WADAの承認のもと、例外的状況において、実質的な支援を理由とする資格停止期間の猶予は最大で4分の3を超える場合があり、報告及び公開が遅れる場合がある。

なお、本規程において、FIK Anti-Doping Code（英語版）との齟齬があった場合には、英語版の記載を優先することとする。